

農林金融

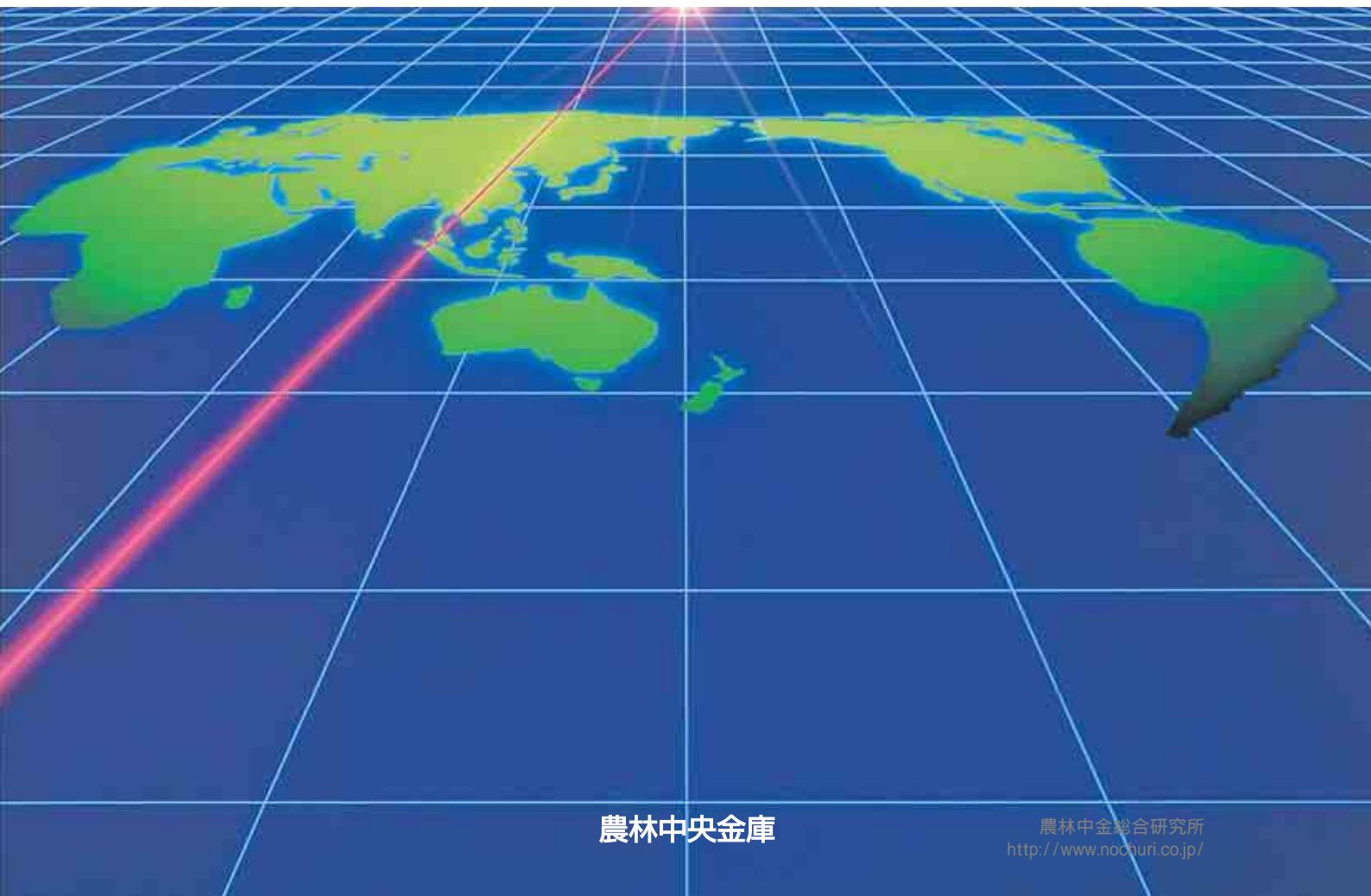
THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 **11** NOVEMBER

稻作経営の大規模化と課題

- 大規模稻作経営の動向と課題
- 集落営農組織の経営規模拡大における組織合併の課題



TPP「大筋合意」と日本農業

「異常な契約」「亡国」と多くの批判を浴びたTPPは、交渉開始から5年半、日本が交渉参加表明をしてから2年半を経て、ようやく2015年10月大筋合意に至った。TPPは、「中国に世界経済のルールを作らせるわけにはいかない」というオバマ大統領の発言に象徴されるように、アジア太平洋、世界のルール形成を米国主導で進めたいという米国の意向を強く反映した枠組みである。

TPPは「秘密交渉」であったため、これまで交渉経過や協定内容についてごくわずかしか報じられておらず、TPPの詳細はまだ明らかになっていないが、これまで公表された合意内容をみると、関税撤廃率は95%で、これまでの日本のFTAの関税撤廃率（86～88%）を大きく上回っており、日本農業にとって極めて厳しい内容である。また、政府は「TPPは中小企業の発展に生かせる協定」と強調しているが、あえてそれを強調せざるを得ないほど、実際にはTPPは米国を中心としたグローバル企業の利益確保を目的とした協定である。

「重要品目」とされた5品目は確かに「関税撤廃」にはなっていないが、米、麦、乳製品は新たな輸入枠を設定し、牛肉、豚肉は大幅な関税削減が行われる。さらに、野菜、果実、調製品・加工品は大部分の関税が撤廃されるし、水産物、林産物の関税もほとんど全て撤廃される。これでどうして農業成長産業化、農業所得増大、食料自給率向上と言えるのであろうか。

政府は今回の合意を受け農林水産分野に対する国内対策を打ち出すとしているが、経済学の「補償原理」によれば、貿易自由化で損害を被る分野に対して利益を得る分野から損失額を補てんすることが望ましいとされている。補償原理はその根拠としている厚生経済学自体が極めて疑わしいものであるが、この原理を今回のTPPに当てはめると、輸入食料品価格の低下によって利益を得る消費者や産業界からの税収を使って農林水産分野に補償することになり、今後、EUが行っているような直接支払いの導入の是非が検討されることになる。

ただし、今回の合意はあくまで「大筋合意」であって、TPPが発効するまでにはまだ紆余曲折が予想される。まず協定文の細部を固め、署名手続きを行う必要がある。しかし、米国には署名の90日前までに協定内容を議会に通告するという「90日ルール」があるため、署名が可能なのは早くて16年2月になる。さらに、署名の後に議会審議が行われるが、有力な大統領候補であるクリントン（民主党）もトランプ（共和党）もTPPに反対しているため、大統領選が本格化するなかで米国が16年中にTPPを批准することは困難であり、全ては新大統領就任（17年1月）以降になる。

日本でもこれから国会で批准手続きが進められることになろうが、TPPが日本農業、日本経済、国民生活にどのような影響を及ぼすのか、今後十分精査・分析を行い、その結果、批准しない、あるいは再交渉を求めるということも含めて検討を行うべきであろう。

（（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 清水徹朗・しみず てつろう）

今月のテーマ

稻作経営の大規模化と課題

今月の窓

TPP「大筋合意」と日本農業

(株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 清水徹朗

大規模稻作経営の動向と課題

藤野信之 —— 2

集落営農組織の経営規模拡大における組織合併の課題

長谷川晃生 —— 22

肉用牛の生産基盤の動向と強化に向けた取組み

平田郁人 —— 35

情勢

築地市場の豊洲移転と移転に向けた準備状況

亀岡鉄平 —— 44

協同組合における民主的運営とは

——参加のあり方を考える——

談話室

愛媛大学 農学部 准教授 板橋 衛 —— 20

統計資料 —— 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

大規模稻作経営の動向と課題

主席研究員 藤野信之

〔要　　旨〕

1992年の「新政策」で水田農業の経営方向が10~20haとされ、その後育成策や促進的な政策が展開されてきた。稲作農家10ha以上層は1.4万戸、販売目的組織経営体は2万だが、その田経営面積は各34万ha、25万haと大きな存在になっている（10年）。

大規模稻作の部門収支（経常利益）は横ばいだったが、13、14年産米価の低下で縮小することとなった。経営全体収支の最終利益水準は低く（組織法人では赤字）、農業所得の6割は補助金である（12年）。

全国8経営体の定点観測では、米価低下のなかで継続規模拡大は2経営にとどまり、6経営で有機等の高付加価値化、7経営で消費者・実需者直販が行われ、両者を合わせて7経営で14年産の平均手取米価（1万円/60kg）を大きく上回る米価を実現していた。

国民食料の安定供給の観点では、中小規模農家を含めた多様な農業の共存が必要であり、規模拡大に傾斜し過ぎない農政展開が求められよう。

はじめに

- 1 大規模稻作経営体の位置づけ
 - (1) 新しい食料・農業・農村政策の方向
(新政策)
 - (2) 基本計画
 - (3) 農業基盤整備の動向
 - 2 大規模稻作経営体の動向
 - (1) 経営体数
 - (2) 田の経営面積
 - (3) 経営収支
 - 3 大規模稻作経営体の実態
 - (1) 地域農業構造の概要
 - (2) 経営規模の拡大
 - (3) 生産基盤・技術
 - (4) 生産品目と販売チャネル
 - (5) 米価低下と経営の安定性
 - (6) 担い手・労働力の動向
 - (7) 政策への対応状況
 - (8) 営農資材調達
 - (9) 営農指導
 - (10) 6次産業化
 - (11) 今後の方向
- 4 今後の課題
- (1) 規模拡大における課題
 - (2) 生産基盤・技術上の課題
 - (3) 生産品目と販売チャネルから見た課題
 - (4) 担い手・労働力の課題
- おわりに

はじめに

日本の水田農業は、主として都府県の兼業農家によって維持されてきた。しかしながら、米価の傾向的低下、高齢化、兼業就業形態の変化等で兼業農家は減少している。これら離農者の農地を集積しつつ、水田農業において一定の規模拡大が進んでいる。^(注1)

現行の食料・農業・農村基本法（1999年施行、以下「基本法」という）は、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講じるものとしている（同法第21条）。2015年3月に閣議決定された基本法施行後4回目となる食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という）においても、「担い手」へ農地を集積・集約していくものとされている。

そこで、本稿では、既に経営展開している担い手たる大規模稻作経営体についてその実態を調査し、統計的な整理も行ったうえで、米価の傾向的低下という経営環境のなかでどのように経営の舵取りをしているかという視点を中心にして、現状と課題を検討することとした。調査対象経営体の組織形態は、個別経営（農家、一戸一法人）、組織経営（農業法人、集落営農）双方を含む。

（注1）規模拡大とは経営耕地を農地の買取り、借上げによって広げるもので、農地集積には基幹作業受託を含む。

（注2）担い手とは、「効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない

水準の生涯所得を確保し得る経営）」になっている、または目指している経営体」とされている。

「…目指している経営体」とは、認定農業者、認定新規就農者、および将来法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農である。

1 大規模稻作経営体の位置づけ

（1）新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）

農林水産省は、92年6月にいわゆる新政策として土地利用型農業の経営の展開方向を、前記に示す「担い手」について、①他産業並みの年間労働時間：1,800～2,000時間、②他産業従事者とそん色のない生涯所得：2～2.5億円という指標で示し、10年程度後の稻作経営を「個別経営体で10～20ha、コスト水準は現状（90年の生産費は15,839円/60kg）の5～6割」とし、支援の重点化を図っていくものとした。

その後、農林水産省は基本的に担い手に政策的支援を集中していく施策をとり、93年に農業経営体の育成策として農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を創設するとともに、04年からの米政策改革、07年からの品目横断的経営安定対策（現在の経営所得安定対策）等に反映していった。

（2）基本計画

2000年、05年の基本計画は、前記の新政策の路線に沿った内容で、米に関しては「担い手の生産規模の拡大、低コスト技術体系の導入・普及により、生産性の高い水田農

業を確立」することが示されていた（05年基本計画）。

民主党政権下で策定された10年の基本計画では、10年から実施の農業者戸別所得補償制度によって生産調整に参加する全ての販売農家が水田農業補助策の対象となったことと平仄をとて、「農業構造の展望」は意欲ある多様な担い手の存在を前提とするものに衣替えされた。^{ひょうそく}

12年に政権に返り咲いた自民党政権下で策定された現行15年の基本計画では、それに先行する「日本再興戦略」（13年6月閣議決定）が農林水産業の再興に関して「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される」ことを目標にしたことを受け、「農業構造の展望」もこれを踏襲し、「2025年の望ましい農業構造」を端的にこれと同様のものとした。なお、「担い手の姿」として、認定農業者の中に「リースによる参入企業」を含んで表示している。

また、「農業経営等の展望」のうち水田作の農業経営モデルについては、①北海道・北東北において、家族経営30ha（主たる従事者1人当たりの所得680万円）、法人経営101ha（同820万円）、②南東北以西において、家族経営25ha（同660万円）、法人経営120ha（同940万円）、野菜作導入複合法人70.8ha（同890万円）、③全国（中山間地域）において、集落営農法人80ha・構成員63名（主たる従事者9名について同530万円）、④全国を対象に、施設園芸導入で所得向上を図る家族経営7.6ha（同470万円）の7類型を示している。

さらに、「付録」として「農業就業者の必

要数」を示し、土地利用型作物において担い手が生産する面積（全体の8割）を300万ha程度とし、1人が10haを耕作すると仮定すれば、農業就業者（基幹的農業従事者および雇用者）の必要数は約30万人であるとしている。

(注3)「利用する」とは、経営耕地に基幹農作業受託面積を加えた概念で、農地集積と同義。また、8割という数値は、10年における担い手による農地の利用割合が5割（北海道を含む数値）であることに依拠しており、14年4月にスタートした農地中間管理機構による農地貸借の進展を前提としている。

(3) 農業基盤整備の動向

大規模稻作経営成立の前提条件として、農業基盤整備の存在がある。これは、土地改良法に依拠する「土地改良長期計画」（農林水産省所管・閣議決定）に基づいて実施されてきた。第4次計画（93～02年度）までは事業規模を示して圃場整備を積極推進したが、第5次計画（03～07年度）からは財政規律の制約等もあり、目標が農地利用集積率に変更された。現行の第7次計画（12～16年度）の圃場整備では、「農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化」を目標とし、基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率を約8割以上としており、大区画水田（1ha程度以上）の整備面積（畦畔除去等を含む）を現行の20万haから40万haに引き上げるものとしている（14年までの実績は2万ha）。

現在の水田整備状況をみると、水田面積247万haのうち30a程度以上区画整備済面積は156万ha（63.2%）、うち1ha程度以上では

21.7万ha (8.8%) となっており、整備済面積のうち排水良好なものは106.8ha (43.3%) となっている（農林水産省「農業生産基盤の整備状況について（2012年）」）。

2 大規模稻作経営体の動向

(1) 経営体数

00～10年の間に販売農家と稻作農家がほぼ同一ペースで減少するなかで、稻作農家10ha以上層は増加傾向にはあるものの、10年においても13.9千戸にとどまる（稻作農家における構成比1.6%）。

また、販売目的の組織経営体とそのうち稻作単一事業経営体数はいずれも大きく増加しているが、10年においてそれぞれ19.9千経営体、5.1千経営体（稻作準単一複合経営体数も含めると7千経営体）にとどまっている。

(注4)ここで稻作農家とは、稻作単一経営農家と稻作準単一複合経営農家を指す。稻作単一経営農家は、稻作収入が80%以上の販売農家、稻作準単一複合経営農家は、同60～80%で他の作目も経営している販売農家。

(2) 田の経営面積

大規模稻作経営農家の田の経営面積動向をみると、00～10年の間に販売農家の田の経営面積（以下「田面積」という）とそのうち稻を作った田（以下「稻作付面積」という）がほぼ同一ペースで減少するなかで、販売農家のうち10ha以上層ではいずれも大きく増加しており、10年におけるその田面積と稻作付面積はそれぞれ33.6万ha（販売農家と販売目的の組織経営体の合計田面積の16.5%）、21.2万ha（同稻作付面積の14.2%）と大きな存

在となっている。

また、販売目的の組織経営体の田面積、稻作付面積も増加しており、10年におけるその田面積と稻作付面積はそれぞれ24.5万ha（販売農家と販売目的の組織経営体の合計田面積の12.0%）、15.2万ha（同稻作付面積の10.1%）となっている。

さらに田の借地面積についてみると、00～10年の間の販売農家における借地増加面積11.1万haの86%が10ha以上層によって占められている。販売目的の組織経営体の田の借地面積も22.3万haへと大きく増加しており、同期間の販売農家と販売目的の組織経営体の合計借地増加面積30.7万haの94%が販売農家10ha以上層と販売目的の組織経営体によって占められている（2010年農林業センサス）。大規模稻作経営体の田の経営面積増の大半は、借地によって行われているといえる。

作業受託面積について05～10年の動向をみると、組織経営体における水稻作の作業受託面積、ことに部分作業（稻刈り・脱穀）の受託面積の増加が7万haと大きい。販売農家では横ばいで、農作業受託のみの経営体では減少しており、水稻作の作業受託において組織経営体の存在感が増している（同農林業センサス）。逆にみれば、組織経営体は借地と農作業受託によって経営・作業面積を増やしているといえよう。

(3) 経営収支

a 米生産費の構造

経営規模を拡大すれば、単位生産量当た

りの固定費（家族労働費、農機具費〔減価償却費〕等）は低下して、いわゆる規模の経済が働くため、稻作付規模が大きいほど米の生産費は低下する。作付規模別にみると、0.5ha未満層から5～10ha未満層に向けて生産費はほぼ直線的に低下するが、10ha以上になると生産費の低下はほとんどみられなくなる。^(注5) 日本の大規模稻作に一般的な分散錯囲の非効率性が作用するものと考えられ、規模拡大とともに面的集積が求められるゆえんとなっている。

梅本（2014）によれば、この要因はより本質的には農機1台体系の下では規模の経済は10haで限界に達し、それ以上のN倍規模には農機もn倍必要になることによるところである。

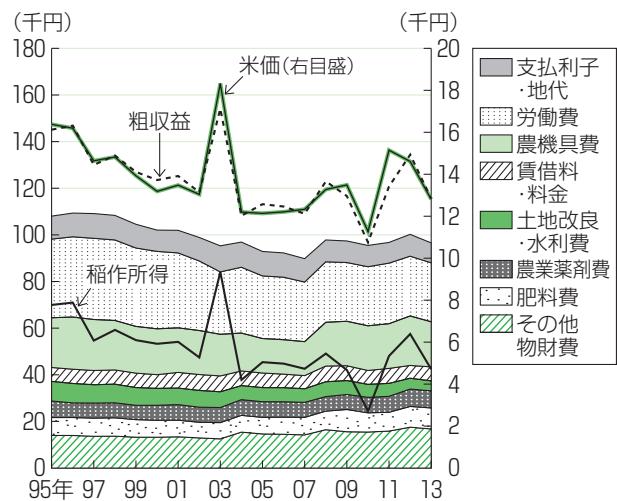
（注5）藤野（2015a）41頁、第2図参照。

b 稲作部門収支の動向

米生産費と粗収益（米販売代金）との関係の長期推移を、5ha以上層について10a当たりでみたのが第1図であり、米価と粗収益は食糧法施行（95年）以降、低下傾向にあったが、10年産では戸別所得補償制度によって激減し、東日本大震災の発生した11年産では供給不安から回復した。しかしながら、12年産の米価高止まりによる需要減を受けた在庫増で13年産では再び大幅低下し、14年産では「18年からの生産調整への行政関与の廃止」（14年の農政改革の一つ）という需給緩和基調に在庫増が重なって、暴落した。

これに対して生産費（第1図では自己資本

第1図 稲作収支の推移
(全国・5ha以上、10a当たり)



資料 農林水産省「米生産費統計」

（注）「米価」は60kg当たり。

利子・自作地地代を除いた支払利子・地代算入生産費）は労働費の減少を主因に低下傾向にあったが、近年では横ばいで、収支（=利ざや=経常利益。粗収益の折れ線グラフと面グラフの間隔）も横ばい傾向にあったが、13年産では縮小し、14年産では一層縮小することになった。

（注6）戸別所得補償制度による米価下落について
は藤野（2011）参照。

c 経営形態別稻作部門収支の動向

同じく10a当たりの稻作部門収支を、10ha層の「農家」「組織法人」「集落営農（収支まで一体化されている任意組織）」の3つの経営形態別にみたのが第1表である。^(注7)

単収、労働時間といった土地生産性、労働生産性は農家が優れている。米価がほぼ同じであることから、粗収益は農家の方が組織法人より6.7千円高い。

生産原価は、農家の8.7万円に対して、経営志向でより生育管理の精緻性が高いと考

えられる組織法人においては、農薬・肥料費、賃借料及び料金、労動費高を主因に農家より6.3千円高く、一般に農機具利用の効

率化が劣ると考えられる集落営農は農機具費が1万円以上高いこともあって、2.8万円高くなっている。物貯費だけを比べると、農家と組織法人間の差はほとんどない。したがって、売上総利益は農家が組織法人を1.3万円上回る。

さらに差を生じるのは、組織法人における給料8千円を中心とする販管費1.8万円による。^(注8) 表面上の数値を追うと、営業利益段階以下では組織法人の方が農家より、売上総利益の劣後1.3万円と販管費の1.8万円分、計3.1万円パフォーマンスが悪くなる。問題なのは、その結果として構成員支払利子・構成員支払地代全額算入生産費差引後の最終利益が2千円と低額になることである。第1表には示していないが、これは稻作付規模20~30ha未満、30ha以上層でも同様であり、30ha以上層では2千円の赤字となる。補助金等（組織法人は農業共済受取金を含む）を加えればその分だけ黒字となる。このため、支払利子・地代算入生産費を回収するのに必要な米価（限界米価）は農家の1.1万円に対して、組織法人は1.4万円と高くなる。

もちろん、構成員に支出した労働費、給与、利子、地代を足し戻した稻作所得は4.2万円、補助金等込みでは6.3万円の黒字となる。

次に、この状況の長期的な動向を稻作1位組織法人の稻作部門利益・所得の、食糧法施行（95年）以降の推移で見てみると、補助金等込みの最終利益は稻作付規模の大小にかかわらず赤字基調が続いていたが、08年以降の米価の回復と戸別所得補償交付金（10~13年産）によって黒字基調に転じた。

第1表 農業経営体の10a当たり稻作部門収支（2012年）

（単位 円）

	農家 (都府県) 10~15ha	組織法人 (全国) 10~20ha	集落営農 (全国) 10~20ha
水稻作付面積(a)	1,242	1,315	1,430
単収(kg/10a)	528	505	492
労働時間(h/10a)	17	25	21
粗収益 ①	133,269	126,532	141,077
米価(円/60kg)	15,130	15,041	17,212
生産原価(生産費) ②	86,899	93,239	114,608
うち農薬・肥料費	15,830	17,589	15,706
賃借料及び料金	3,552	17,506	11,364
労動費 ③	24,727	29,376	27,930
（構成員）	22,784	23,224	27,804
農機具費	22,769	13,399	34,699
物貯費計 ④=①-③	62,172	63,863	86,678
売上総利益 ⑤=①-②	46,370	33,293	26,469
販管費 ⑥	-	17,985	1,196
うち給料	-	8,137	-
営業利益 ⑦=⑤-⑥	46,370	15,308	25,273
地代	11,453	4,875	510
利子・地代込生産費 ⑧	98,949	116,099	116,524
経常利益 ⑨=①-⑧	34,320	10,433	24,553
自作地(員内)地代	4,467	8,319	-
全算入生産費 ⑩	106,822	124,449	116,524
最終利益 ⑪=①-⑩	26,447	2,083	24,553
補助金等	17,365	21,148	17,839
最終利益(補助金等込み)	43,812	23,232	42,392
所得	57,104	41,795	52,357
所得(補助金等込み)	74,469	62,943	70,196
家族(構成員)労働報酬	49,231	33,445	52,357
(限界米価)			
①利子・地代込生産費ベース	11,244	13,800	14,217
②全参入生産費ベース	12,139	14,793	14,217
③家族労働費外確保ベース	8,655	10,073	10,824

資料 農林水産省「米生産費統計（農家）」「営農類型別経営統計（組織経営編）」に試算労働費を加味する等加工した上で、企業会計原則等に即して組替集計

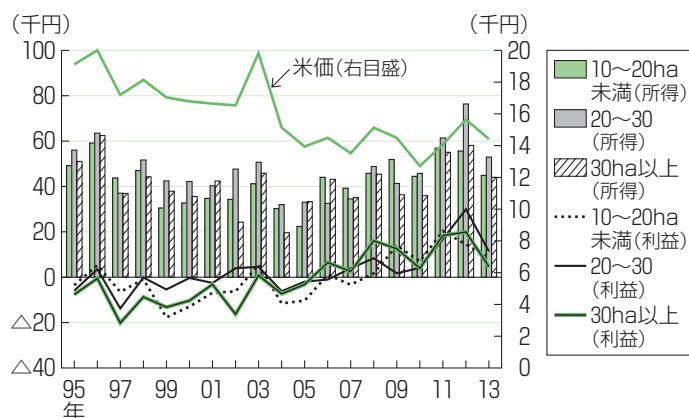
（注）1 組織経営体の収支は、稻作単一経営の稻作付面積別の稻作部門収支。

2 組織経営体の所得、家族労働報酬は、「農家」における概念を準用して算出。

3 集落営農は任意組織の数値。その労働費（構成員）は「農家の労働費を労働時間で換算推定。販管費は、「企画管理費+包装・運搬料」。

4 農家の補助金等は戸別所得補償交付金のみで、組織経営体には農業共済受取金を含む。

第2図 稲作1位法人の稻作部門利益・所得の推移
(10a当たり)



資料 農林水産省「農業組織経営体調査報告書」「営農類型別経営統計(組織経営編)」ほか

- (注) 1 「利益」は全算入生産費差引後の最終利益で補助金・農業共済受取金を含む。統計上は「営業利益(稲作経営部門)」とされているもの(04年以降は補助金等を外側から別途加算)。
 2 「所得」は、最終利益に構成員に帰属する労働費、給与、地代、利子を加えたもの。
 3 「10~20ha」は01年までは「20ha未満」。
 4 「米価」は、03年まで「稲作1位で10ha以上の事業体」における生産量による平均値。04年以降は「組織法人の稲作1位経営」における同値。

稲作所得も、米価の傾向的低下のなかで減少・横ばい基調にあったが、同様に増加基調に転じていた(第2図)。しかしながら、13年には前記bと同じ要因で低下し、14年も米価の暴落によってさらに低下することとなった。

(注7) 農家以外の稲作農業経営体の98%は都府県に所在することから、比較する農家の数値は都府県のものを使っている。また、集落営農の労働費(構成員)は、統計数値には含まれていないので農家の労働費を労働時間で換算した推定値を代入しているが、実際に集落一農場型集落営農においては労働費を費用計上している例が多い。

なお、本稿において、農家について「米生産費統計」を用いるのは、米に純化されているのと、労働費が計上されることによる。

(注8) 第1表の集落営農の販管費1,196円に相当する、稲作単一経営農家の販管費(企画管理費、包装・運搬等料金)は2,142円(10a当たり、12年)となっている(農林水産省「営農類型別経営統計(個別経営編)」から算出)。米生産費統計における農家には、組織法人における販管費に相当するものは計上されていない。

d 経営形態別経営全体収支

それでは、稲作部門を含む経営全体の収支はどうなっているのだろうか。稲作1位の農業経営体の全体収支を10ha層の「農家」「組織法人」「集落営農」の3つの経営形態別に見たのが第2表である。組織法人は、経営全体でも構成員支払利子・構成員支払地代全額算入生産費差引後の最終利益が赤字であり、第2表には示していないが経営規模20~30ha, 50ha以上層でも同様である。これを農業収入対比26~43%の補助金等を含む事業外収入で埋め合わせて、ようやく税引前利益が黒字となる。農

業所得に占める正味補助金等の割合は63%と高く(農家56%, 組織法人63%, 集落営農61%)。なお、米の戸別所得補償交付金の割合は、農家10%, 組織法人12%, 集落営農12%), 現時点の「効率的かつ安定的農業経営」の実態は、高率輸入関税のほかにも保護が必要な脆弱性をもっていることに留意する必要がある。

3 大規模稲作経営体の実態

筆者は15年6月から8月(中国地方I経営体は2月)にかけて12年前の03年と7年前の08年に当総研で調査したことのある各地の大規模稲作経営体の経営実態を調査した。前記2の動向整理を踏まえつつ、個別実態を追いながら大規模稲作経営の現状と課題を検討することとした。

第2表 稲作1位の農業経営体の経営全体収支(2012年)

	農家 (都府県) 10~ 15ha		組織法人 (全国) 10~ 20ha		集落営農 (全国) 10~ 20ha		(単位 人, a, 千円)
	構成 比		構成 比		構成 比		
専業換算農業従事者数	2	-	3	-	2	-	
経営水田面積	1,319	97	1,858	97	1,763	100	
うち借入面積	849	64	1,845	99	93	5	
収入合計	19,839	100	31,106	100	22,627	100	
事業収入	13,893	70	21,858	70	17,319	77	
うち農業収入	13,893	70	21,360	69	17,299	76	
うち稻作	11,942	60	14,292	46	15,598	69	
麦類作	262	1	105	0	43	0	
大豆作	240	1	205	1	252	1	
農作業受託収入	548	3	4,188	13	707	3	
事業外収入	5,946	30	9,248	30	5,308	23	
うち補助金等	4,513	23	6,890	22	5,308	23	
同(農業収入対比)	4,513	32	6,890	32	5,308	31	
うち米の所得補償(同)	1,192	10	1,742	12	1,793	11	
支出合計	12,521	63	29,622	95	14,266	63	
最終利益	1,637	8	△3,697	△12	3,053	13	
税引前利益	7,318	37	1,484	5	8,361	37	
農業所得	7,583	100	10,573	100	8,341	100	
うち正味補助金等	4,266	56	6,677	63	5,058	61	

資料 農林水産省「官農類型別経営統計」(個別経営編)(組織経営編)から算出

(注) 1 農家、集落営農の「補助金等」は相対比較のために事業外収入に組替。

2 「補助金等」は、共済受取金を含む。

3 「正味補助金等」は補助金等から当該掛金等を控除したもの。

4 所得には、家族労働費(農家)、構成員帰属経費(組織法人)を含む。

5 「面積」の構成比は、経営耕地面積に対するもの。

調査対象経営体は、北海道のA有限会社、B農家、東北のC農家、北関東のD株式会社、南関東E農家、近畿のG、H集落営農(集落一農場型集落営農、Gは農事組合法人)、中国地方のI有限会社の8経営体である(第3表)。

(注9) 須田(2003)、藤野(2009)。なお、経営体の符号(アルファベット)は前回調査で一致させてある。

(1) 地域農業構造の概要

調査対象8経営体の所在する市町村の農業概要是第4表のとおりであり、山間農業

地域はなく農業生産額に占める米の割合は北海道を除いて平均より高い。平均農業所得は東高西低で、西に行くほど兼業機会の多い地区となることもあり兼業傾向が強い。稻作農家数は、東北のC村を除いて25年間で85年当時の33~44%へと大幅に減少している。ちなみに耕作放棄地率は、大都市近郊で都市化の進んだ南関東E市と中国地方I市で大幅に上昇(85年の各1.1, 1.9%から10年の14.1, 9.9%へ)したほかは、北関東D町、近畿H町で漸増した以外1%台にとどまっている(東北C村は0%)。当然ながら、日本各地で一律に耕作放棄が進んでいるわけではない。

また、大規模経営農家(経営体)数は、北海道のA町、B市、近畿地方のG町、H町、中国地方のI市で大幅に増加しており、総農家数に対する比率はそれぞれ、10.4%, 16.5%, 5.1%, 4.3%, 1.6%となった(15ha以上、都府県は5ha以上。2010年農林業センサス)。入植時に各戸15haの分与があった東北C村は全戸が大規模経営農家(5ha以上)だが、近年緩やかながら一部の離農も伴って規模拡大が進み、大規模経営農家数は減少傾向にあり、一方で高齢化と後継者不足が生じている。その他の地域では緩やかな増加を示し、総農家数の減少のなかで存在感を徐々に高めてはいるが、その数と比率はそれぞれ43, 3.2%(南関東E市), 73, 6.3%(北関東D町)となっている。

(注10) 耕作放棄地率=(耕作放棄地面積/(経営耕地面積+耕作放棄地面積))×100

第3表 調査経営体の経営概況

		北海道A経営体	北海道B経営体	東北C経営体
		有限会社(1戸1法人)	家族経営	家族経営
経営規模	経営面積(ha) ①	106	17.4	15
	うち自作地(ha)	50	17.4	15
	作業受託面積(ha) ②	—	—	—
	総作業面積(ha)(①+②-作業委託) ③	106	17.4	15
	稻作経営面積(ha)(作業受託を除く)	(うち加工用米30)104	12	(うち加工用米5.1)13.3
労働力	その他の作物(作業受託を除く)	—	有機タマネギ3ha スイートコーン1.5ha弱	大豆1.1ha
	家族労働力(人) ④	2	3	2
	常雇 ⑤	3(4~11月のみ)	—	—
	基幹労働力(④+⑤) ⑥	5	3	2
生産基盤・技術	臨時雇用	あり(年間240人日)	あり(年間45人日)	あり(年間15人日)
	主要な機械装備	トラクター135ps2台 80~90ps4台, 35ps 田植機8条3台 コンバイン6条3台	トラクター65, 59, 46, 32, 14ps 田植機6条1台 コンバイン6条1台	トラクター70~90ps2台 田植機8条1台 コンバイン5条2台, 汚用 機1/4台 スレッシャーコンバイン 4m2台
	圃場の大きさ(a/枚)	30~40	40	125~250
	最も遠い圃場までの距離(km)	5	1	4
	借地料(万円/10a)	平均1.5強	—	—
販売	稻の品種	ゆめぴりか30% ほしのゆめ70% (うち30haは加工用米)	きらら, ななつぼし おぼろづき ゆめぴりか	あきたこまち たつごもち
	米の栽培方法(移植, 直播)	移植	移植 うち3haは有機栽培	移植 5.1ha慣行(加工用米) 5.8ha減農薬・減化肥 2.4ha有機栽培(モチ)
調資達材	米の販売方法(JA, 消費者直販, その他)	JA95% 消費者直販5%	JA70% 消費者直販30%	全てC.E.公社 (委託販売)
	販売単価(円/60kg・玄米)	12,000位	12,000前後(JA) 22,000(有機・直販)	12,000 (慣行/加工用モチ) 11,200 (減農薬・減化学肥料) 22,000(有機栽培モチ)
経営効率	営農資材調達	JA100%	JA60~70%	JA100%
	基幹労働生産性(ha/人)(③÷⑥)	21	5.8	7.5
	稻作の労働生産性 (収穫までの労働時間/10a)	10	慣行19 有機22~23	10
	単収(kg/10a)	600	540(慣行) 500(有機)	570(慣行) 540(減農薬・減化学肥料) 540(無農薬・無化学肥料)
	経営限界価格(円/60kg・玄米)	10,000	目標9,000円	12,000
動担向い手	年間最低期待所得(万円)	...	700~800	1,000
	認定農業者(人)	法人	1	1
	後継者	経営継承済み	子息	経営継承済み

資料 各経営体からのヒアリングによる。様式は須田(2003)に、資材調達、担い手動向を付加。原則として2014年(年産)の数値。

(注) 1 1労働力の年間労働時間を2,000時間として、投下総労働時間を2,000で除して求めた。

2 トラクターのPSIは馬力を表す。

北関東D経営体	南関東E経営体	近畿G経営体	近畿H経営体	中国I経営体
株式会社(1戸1法人)	家族経営	集落営農(農事組合法人)	集落営農(任意組合)	有限会社(1戸1法人)
90	31	38	74	130
9.5	4.3	38	73	0.9
10	1	—	—	15
100	32	38	74	118
(うち加工用米11)63	(うち飼料用米18.1)31	(うち加工用米2)31	50	106
小麦22ha そば2ha, 大豆23ha	なし	小麦10ha 大豆7ha	小麦23ha 大豆24ha(二毛作)	大麦60ha 大豆2.5ha
5	3(実質2)	30戸	88戸	2
3+1(タイ人)研修生	—	—	—	16
9	3(実質2)	2.3 ^(注1)	4.0 ^(注1)	18
あり(年間120人日)	あり(年間1人)	なし	なし	あり(年間250人日)
トラクター95, 85, 82, 79, 60, 36ps 田植機8条2台 コンバイン6条2台 汎用コンバイン2台	トラクター22~85ps5台, 田植機8条1台 コンバイン6条1台	トラクター4台 8条田植機2台 コンバイン2台 乾燥調製装置1基	トラクター65ps6台 クローラトラクター 95ps1台 田植機6, 8条計4台 コンバイン6条3台 直播機2台 ビーグル1台	トラクター55, 51, 50×2, 44×3, 30×2, 28, 26, 25ps 田植機6条4台, 8条1台 コンバイン5条4台, 6条1 台 汎用機1台
4~135(平均25)	1~750(約80枚)	平均53(畠畔除去)	100a以上50% 50~100a未満25%	50が中心
8	3	0.5	1	30
0.8~1.6	0~2.5	2.0	0.8	1.0
コシヒカリ, なすひかり, あさひのゆめ(加工用), ミルキークイーン, あき だわら, もちみのり, ひめ のもち	夢あおば(飼)13.5ha ふさこがね7.3ha コシヒカリ5.6ha あきだわら(飼)4.0ha アキヒカリ(飼)0.6ha	コシヒカリ, キヌヒカリ, みずかがみ, 日本晴, 山 田錦, 滋賀羽二重, 吟吹 雪, レーク65	キヌヒカリ コシヒカリ, 日本晴, 秋 の詩, 羽二重糯	山田錦, 雄町(酒米) 80% 朝日, ヒノヒカリ20%
移植 減農薬・減化肥(36ha) 無農薬・無化肥(2ha)	移植17ha 乾田直播14ha (飼料用米)	移植	移植32ha 直播18ha	移植
卸(含JA)19%, 生協25%, 小売17%, 外食15%, 直販14%, ホテル旅館 7%, 個人3%	JA10%(主食用米) 商系80%, 直販10%	JA18.1%, 商系46.6%, 飯米・親戚・知人米 35.3%	組合員40%, 一般30%, 商系等30%	酒造会社に契約販売 (JA経由1/3, 残直販)
コシヒカリを中心 に16,000~25,000(無農薬) 18,000前後が多い	9,500 コシヒカリの場合	9,200(JA) 9,200(商系) 16,456(飯米・知人) (コシヒカリの場合)	商系16,000 (減農薬, 減化学肥料) 組合員14,800~21,000 一般顧客19,000~23,000	21,500
JA85%	JA20%	JA一部	JA50%	JA98%
11	16	17	19	6.6
10	移植7~8 乾田直播3~4	移植16	移植18 直播12	8
510~540	コシヒカリ(移植) 480~540 (直播)450~510 ふさこがね(移植) 540~600	378(移植キヌヒカリ)	429(移植) 421(直播)	480
15,000	12,000	12,000	13,800	12,000
2,000	1,200	...	地代配当4万円/10a	経常利益5,000
法人	1	法人	—	法人
子息	経営継承済み	有	60歳以上(定年帰農)	子息

第4表 調査対象経営体がある市町村の農業概要
(2010年)

	農業地域 類型	農家総数	1次産業 就業者 比率	農業生産 額に占める 米の割合	農家の 平均農業所得
北海道A町	中間	415	22	11	6,026
北海道B市	都市的	607	14	11	6,026
東北C村	平地	483	75	53	1,100
北関東D町	中間	1,160	14	25	1,165
南関東E市	都市的	1,354	1	17	1,165
近畿G町	平地	603	4	56	714
近畿H町	都市的	748	4	56	714
中国I市	都市的	10,466	3	26	784

資料 農林水産省「農林業センサス」、朝日新聞社編『民力』、農林水産省「生産農業所得統計」、須田(2003, 4頁)をアップデータ
(注) 1 B市、G町、H町、I市は合併前の03年時点の旧行政区画。
2 「農業生産額に占める米の割合」は県単位の数値。
3 「農家の平均農業所得」は全国8農業地域単位の数値。

(2) 経営規模の拡大

調査対象8経営体A～Iは、03年の調査の時点でそれぞれの拡大過程を経て大規模稻作経営体となっていた経営体だが、前回調査(08年)と今回調査(15年)の間の7年間に明確な経営規模拡大をしたのは、意欲的な北関東のD株式会社(一戸一法人)と中国地方I有限会社(同)の2経営体にとどまる。

北海道の超大規模106haのA経営体、17.4haのB経営体では大きな規模拡大はなく、A経営体で農道を同じくする離農者の農地を新規に5ha購入するとともに、後継者のいない借入農地9haを自作地化したほか、B経営体で作業受託していた3ha弱を委託者の離農に伴って自作地化した。

東北C経営体は基本的に入植時配賦の15haのままだが、C村内では入植者の14%が離農しており、それらを農地の主な出し手

として規模拡大が進んでいる。

北関東D経営体は、03年から08年にかけても借地を中心に36%増(08年で60ha)と急ピッチで規模拡大してきたが、この間も大宗を借地によって1.5倍の90haに拡大した。規模拡大の手法としては、実質的には農地の貸手との個別の相対取引が主流となっている。その際、「全圃場のうち80%が半径3km以内」に収まることを拡大の目安としている。14年度では4件中2件で農地中間管理機構(以下「機構」という)を通して契約しており、今後100haを目標に規模拡大するとしている。なお、作業受託面積も5割以上増の10haとなっている。

南関東E経営体は中心となる担い手が急逝して経営継承したこともあり労働力が手一杯で、この間ほとんど規模拡大はしていない。7.5haの一枚圃場を活用したホールクロップサイレージ(稻発酵飼料、WCS)は販売先の畜産農家との紐帯が切れ、商系販売の飼料用米専用品種の「夢あおば」に切り替わったが、経営面積全体に変更はない。

中国地方I経営体は、前回調査できなかったが、前々回調査の03年以来規模拡大を続けており、14年産では03年比で2.2倍となる130haに拡大した。また、近年では年間5～10haの増加ピッチとなっている。規模拡大を牽引しているのは、稻作付面積の大宗を占める主力品種の酒米(山田錦、雄町)の販売が好調なことであり、今後さらなる規模拡大を目指している。なお、作業受託面積も6倍の15haとなっている。

残る2経営体である近畿G、Hの集落営

農（集落一農業型集落営農）は、所在するS県による90年代からの促進政策を受けて組成され、03年の時点で既に大規模稻作經營体であった。その後、この7年間ではG經營体の参加農家が1戸増え（2ha）、09年に法人化した。

人・農地プランには、8經營体のうちE市の南関東E經營体を除いて中心經營体として参加しており（E市では新規就農者がいる地区だけでごく限定的に人・農地プランを作成したため）、東北C經營体は村一体、近畿G、H集落営農は集落一体で人・農地プランを作成している。一方で、南関東E經營体や中国地方I經營体は機構に農地の集約化のために受け手として登録しているが、出し手が出てこない状態にある。

調査対象經營体における、規模拡大、農地集積の実態は、あくまで地域内の話し合い等を基にした相対取引に重点が置かれている。

（3）生産基盤・技術

生産基盤・技術での7年間での変化をみると、規模拡大した北関東D經營体、中国地方I經營体を中心に、農機の増強があった。Dではトラクター、コンバインの増設・入替え、田植機の増設、Iでもトラクターの増設・入替え、コンバイン、田植機の増設があった。また、近畿H集落営農では、13年に小麦の作付増の際にトラクター、コンバインの増設があり、湿田における均平作業用にキャタピラー式のクローラトラクターを導入した。北海道A經營体では大型

トラクター2台を増設した。また、近畿G集落営農では乾燥調製装置が導入された。

圃場の大きさには変化がなく、圃場までの距離において、南関東E經營体では遠方圃場を近隣地に入れ替えて3km以内に収めた一方、中国地方I經營体では規模拡大に伴って最も遠い圃場までの距離が20kmから30kmへと広がった（30km先の圃場は農の雇用事業を用いて研修中の人材に委ねており、将来的にはのれん分けの予定）。

米の栽培方法は、北関東D經營体までは全て移植で変わりなく、南関東E經營体では引き続き暗渠排水化された1枚7.5haの圃場を中心に労働生産性確保のために乾田直播を継続しており、稻作の労働生産性（収穫までの労働時間/10a）は3～4時間と、低成本路線を裏打ちする生産基盤・技術を持っている。近畿H集落営農では、直播2対移植3の割合で種子のカルパー（酸素発生剤）コーティングによる湛水直播を継続しており、鉄コーティング種子による直播も試行中である。一方、近畿G集落営農では、①収量の安定性、②栽培管理の容易性（除草負荷減）、③苗作りの余力から直播は中止し、中国地方I經營体ではこの間に10ha（全体の2割）で行っていた直播をやめている。いずれにしろ、国内で乾田直播に適する水田は限られており、大規模稻作經營といえども栽培方法等の技術的条件は圃場を含むその置かれた生産・經營条件によって決まり、全てが直播等の省力化を行えるわけではないことに留意する必要がある。

(4) 生產品目と販売チャネル

一般的に、大規模稻作経営体は経営の収益性、安定性の高度化のために、①高付加価値米生産と②消費者直販による消費者価格での販売や実需者への直接販売を志向する傾向にある（卸等の中抜き販売）。調査対象8経営体でみると、北海道の106ha有限会社A、南関東の低コスト志向の31ha農家E、近畿G集落営農、中国地方I経営体を除く全ての経営体で有機栽培や減農薬・減化学肥料米が取り組まれ、北関東D経営体、G集落営農では乾燥設備も有している。また、G集落営農と中国地方I経営体では、販売単価増のために酒米生産が行われており、I経営体では酒米の生産比率が80%となっている。

販売チャネルは、生産量の95%を農協に委託販売するA経営体、全量をカントリー・エレベーター公社（以下「C.E公社」という）へ委託販売するC経営体と、生産量の80%を商系（10%は農協）に委託・卸売販売するE経営体を除く全ての経営体で消費者直販や実需者への直販が行われている（A、Eでも残る5～10%では直販が行われている）。E経営体が商系を中心に卸売販売する理由は、商系が庭先集荷に応じてくれるからである。

これらにより、北海道B経営体では14年産の有機栽培米の販売価格が2.2万円（60kg・玄米）、東北C経営体では有機栽培モチ米が2.2万円、北関東D経営体では無農薬・無化学肥料米のコシヒカリが1.8万円前後、近畿G集落営農の消費者直販米が1.6万円、

近畿H集落営農では減農薬・減化学肥料米の商系販売が1.6万円、消費者直販米が2.1万円前後と、下落した14年産米の農家手取価格一般（1万円程度）と比していずれも前回調査の高価格を維持している。中国地方I経営体では、農協を通じた酒造会社との契約販売を行うとともに（全体の3分の1）、酒造会社、商社、小売業者、精米業者に直接販売しており、ここでも平均販売価格は2.2万円で03年の前回調査時点での価格を維持している。

卸売販売比率の高い南関東E経営体（商系80%、農協10%）では、慣行栽培の主食用一般米価格は、コシヒカリで9.5千円へと大きく低下した。

農協への委託販売比率が減少したのは北関東D経営体と南関東E経営体だが、D経営体での減少は加工用米の6トンを農協委託に固定していることと、主食用米の概算金が9千円と低く主食用米の委託販売を行わなかったことによる。南関東E経営体では前回調査の50%から10%に減少したが、この理由は人手不足化による配達能力減による（農協委託の場合は農協持ち込みが必要）。

(5) 米価低下と経営の安定性

調査対象の大規模稻作経営体の多くでは、前記（4）のとおり、①生產品目の高度化（高付加価値米生産）と②消費者・実需者直販（流通短縮化）で高米価を維持している。各経営体の経営限界価格は1.2万円程度（北関東D経営体と近畿H集落営農では、1.4～1.5万円）であり、14年産米の1万円程度とい

う平均手取米価では経営の帶は結べないこととなる（北海道A、B経営体の経営限界価格は1万円程度）。実際に、北関東D経営体によれば、もしD経営体の販売米価が玄米ベースの卸売価格（1万円程度）であったならば、14年度の経営収支は3千万円の赤字であったとしている。また東北C経営体では、米価の傾向的低下のなかで農機の減価償却費は法定耐用年数の倍近い計数で計上しており、これ以上の米価低下があると農機の更新は難しくなるとしている。

一般的に、規模拡大をすれば生産費が低下し経営の安定性が高まって、米価低下への抵抗力が増すと考えられるが（藤野（2015a）41頁 第2図参照），実際に経営展開している実例からみると、実態はそう簡単なものではないことが分かる。

（6） 担い手・労働力の動向

8経営体のうち、任意組織である近畿H集落営農を除いた全ての経営体が認定農業者であり、その多くは後継者を含めて盤石な状態にある（近畿G集落営農における参加農家世帯員の従事実績は20～40歳代。なお、南関東Eのほか、北海道A、東北Cでも経営継承があった。なお、今後の後継者はまだ確定していない）。しかし、基幹労働力の状態からみると、低コスト路線をとる南関東E経営体では収支面から雇用労働力の利用を抑えており、手一杯で規模拡大余裕がない状態となっている。この点では、高付加価値路線をとるとともに後継者にも恵まれる北関東D経営体や、さらに雇用労働力も拡充して

いる中国地方I経営体とは異なっている。

また、H集落営農では88戸の参加農家のうち16戸で定年帰農があり、稲作の担い手は45歳以下でなくとも機能することを示している。日本全体でみても農家世帯員が就農した「新規自営農業就農者」は4～6万人で、新規就農者全体の5～7万人の大半を占めている（農林水産省「新規就農者調査」07～14年）。

（7） 政策への対応状況

米政策等への対応状況をみると、①8経営体すべてが生産調整に参加し（加工用米転作が多く、飼料用米転作は南関東Eのみ）、②経営所得安定対策に加入している。また、③米価下落対策として14年度補正予算で手当された「稲作農業の体质強化緊急対策事業（稲作低コスト対策）」にも、南関東E経営体が「直播」で取り組んだほか、「資材費低減メニュー」での取組みが行われた。

経営所得安定対策に対しては、①米の直接支払交付金の半額化や、②米価下落の補填（ナラシ）が大豆価格上昇による大豆収入増で相殺されるのは理解できないといった制度の根幹にかかわる意見に加え（大規模になるほど投資回収は品目〔部門〕別に行われる）、③米のナラシ対象数量は、契約書や販売伝票がなくとも検査（数量）証明書があれば対象としてほしいといった実務的ながら重要な要望があった。また、④米の採算価格維持のための環境整備を求めるとする、これもまた根源的な要望があった。

人・農地プランや機構の利活用について

は、前述のとおりであるが、農地の受け手にも補助が必要との意見があった一方、貸手にもっと手厚い補助が必要との意見があった。

なお、南関東E経営体からは、圃場の基盤整備（大区画化）や農業用水施設整備の要望があった。また、飼料用米への手厚い助成は将来的には削減されるものと予想し、飼料用子実トウモロコシに助成が増えれば将来性が見込めるとの意見があった（需要があり、初期投資はなく、労働生産性が高く規模拡大しやすい）。

（8） 営農資材調達

各経営体の営農資材調達状況をみると、すべての経営体が農協から調達しており、農協からの調達割合は北海道A経営体、東北C経営体では100%，北海道B経営体で60～70%，北関東D経営体で85%（農薬・肥料），中国地方I経営体で98%と高く、販売における農協依存が高いと営農資材調達における農協依存も高い傾向があるといえるが、北関東D経営体のように販売における独自販売率が高くとも、過去からの取引経緯を踏まえた有利性があれば農協利用率が高いこともある。

近畿G集落営農では、農協への米委託販売比率は18%と低いのと同時に営農資材調達の農協依存度も低くなってしまい、南関東E経営体では、販売における農協利用は主食用米のみの10%であると同時に営農資材調達における農協依存率も20%と低い。一方で、近畿H集落営農では、米販売に農協

を使っていないが農協からの営農資材調達率は50%と高くなっている。

要するに、調査対象大規模稻作経営の農協利用における販売と営農資材調達の関係については、販売の農協依存率が高ければ営農資材調達依存率も高い傾向がみられるものの、調達依存率はそれぞれの歴史的な取引経緯や、物理的、経営的な諸条件にも左右されて決まると考えられる。JAグループが大規模稻作経営にアプローチする際には、この点に留意する必要があるといえよう。

また、北関東D経営体では近年、大豆用肥料・農薬のインターネット販売業者の利用を試行しており、購入価格は農協の利用配当等を加味しても確実に安く、農薬だけでも60万円程度の差があるという。米価下落のなかで、大規模稻作はより一層のコスト削減志向を強める可能性がある。

（9） 営農指導

農協の営農指導については、多くの経営体が品目別の生産部会に参加するとともに、近畿G、H集落営農が新規作物について指導を受けるとしており、また北関東D経営体では頻繁な訪問を受けている。

農業改良普及員による営農指導は、生産部会を通じた指導を受けたり（北海道A、東北C経営体）、新規作物や技術についての指導を受けている（北関東D経営体、近畿H集落営農）が、全体的には少ないとする経営体が多い。

経営指導に関しては、中国地方I経営体

の経営が苦しかった時期に資金対応してくれた地域金融機関との間で毎月の資金繰り検討を行っているのが示唆的である。

(10) 6次産業化

前記(4)で述べたとおり、米販売においてC経営体以外のすべての経営体で消費者・実需者直販が行われている。

また、北関東D経営体では、モチで農林水産大臣による6次産業化の総合化事業計画認定を受けている（まだ支援措置は受けていない）。具体的な事業内容としては、生産するモチ米を揚げ餅に委託加工したり、小麦をうどん乾麺に委託加工して自社ブランドで直売所や生協に販売しており、近時、真空パックモチの委託加工、販売も始めた（乾麺の生協販売は、添加物の塩限定が評価されていることによる）。

近畿G集落営農では、米だけでは先行き経営が苦しくなるとの見通しのもと、3年前から農協の指導で大豆・黒豆の味噌加工販売を始め、中国地方I経営体ではハトムギ茶等の加工販売を大規模に行っている。

(11) 今後の方針

今後の方針は、前記「(2) 経営規模の拡大」のここ7年間の動向を延長したものとなっている。積極的な北関東D経営体と中国地方I経営体は引き続いての規模拡大を目指しているが、その他の経営体は現状維持志向となっている。ただし、南関東E経営体は、圃場整備（大区画化）が進めば規模拡大したいとしている。農地集積しように

も、圃場整備が伴わないと稲作の生産性は上がらず、担い手の規模拡大は加速化しづらいものと考えられる。

4 今後の課題

統計整理と任意の8市町村、8経営体の調査では一般性、代表性は薄かろうが、わずかな調査対象からでも示唆的な課題が得られる。主要な課題を以下に整理してみよう。

(1) 規模拡大における課題

大規模稲作経営が主食用一般米で規模拡大するには、環境条件として米価の維持向上や何らかの所得の底支え策による稲作経営の安定感、魅力の醸成が求められているといえよう。

また、基本法、基本計画からみて理想的ともいえる東北C村で高齢化や後継者不足が進んでいることは、日本再興戦略等の専業・規模拡大路線だけでは日本の水田農業は救えないことを示している。そうでなければ、大規模稲作経営は高付加価値米生産と直販傾向を一層強め、主として兼業農家が担ってきた慣行栽培の一般米の供給は先細り、需要の一部を輸入米に代替されていく恐れがあろう。

また、農地集積は地域の話し合いを基本としなければ、十分な進捗は望めないといえよう。日本の農村は地縁をキーとする村落共同体であり、農地の出し手に受け手を白紙委任させる機構の仕組みはなじまないと

いえる。

(2) 生産基盤・技術上の課題

規模拡大すれば農機の大型化、複数化が求められ、稲作経営体の経営負荷は高まる。10ha以上での規模拡大にコスト低下がみられない要因の一つはここにあり、助成の強化を検討する必要があろう。

10ha以上での規模拡大においてコスト低下を図るうえで避けて通れないもう一つの課題は、日本型分散錯圃の解消と圃場の区画拡大であり、受益者起動型だけではなく、国家事業としての農業基盤整備を強めていく必要があろう。

その際、同時に暗渠等の給排水設備を整備すれば、現在は適地が限られている乾田直播等の省力化技術の普及余地も広がることとなろう。

(3) 生産品目と販売チャネルから見た課題

現在の大規模稲作経営が、高付加価値米生産と直販に傾斜していくのは止めようがない。個別経営体の経営行動としては当然のことであり、農業所得増にも結び付く。しかしながら、国全体の米生産・流通構造のありようから見ればいびつであり、もう一方で慣行栽培の一般米の流通システムも必要である。

そのためには中小規模稲作農家等を含めた多様な農業の共存が必要であり、規模拡大に傾斜し過ぎない農政展開が求められよう。

(4) 担い手・労働力の課題

稲作経営体全体における労働力の年齢構成は高齢化している（農業就業人口では65歳以上が62%）。しかし、兼業農家を含めた農業従事者ベースではより若く（65歳以上が40%、2010年農林業センサス）、大規模稲作経営の一角を占める集落営農では、参加農家における定年帰農の形での新規就農、経営継承が観察されるし、構成農家世帯員（子息）の従事実績からみると20～40歳代の従事も見られる。

集落営農の59%で後継者確保が課題となっているが（農林水産省「集落営農活動実態調査（2015年）」）、米価の維持向上や何らかの所得の底支え策による稲作経営の安定感、魅力の醸成が図られれば、担い手不足の状況は緩和していくものと考えられる。

おわりに

米価の傾向的低下のなかでの14年産米の大幅下落を受けて、大規模稲作経営は、生産・販売では高付加価値米生産と直販（流通短縮化）志向、資材調達では低価格指向を一層強めるものと考えられる。

一般米、低価格帯米の供給主体は中小規模農家であり、JAグループは担い手経営体への対応を強めていくと同時に、自らの組織基盤をしっかりとグリップし、引き続き国民食料の安定供給を担っていく必要があろう。

＜参考文献＞

- ・梅本雅 (2014) 「第1章 農業経営における規模論の展開」『農業経営の規模と企業形態』日本農業経営学会編, 農林統計出版
- ・須田敏彦 (2003) 「大規模稻作経営の実態と効率性向上の条件」『農林金融』11月号
- ・平林光幸 (2007) 「水田経営法人の存立条件と経営支援の必要性」『農政調査時報』春 (第557号)
- ・藤野信之 (2009) 「大規模稻作経営の実態と見えてくる課題」『農林金融』3月号
- ・藤野信之 (2011) 「米戸別所得補償モデル事業と取引主体間における米価構成の変化」『農中総研 調査と情報』web誌 5月号
- ・藤野信之 (2014a) 「2014年農政改革と水田農業の課題」『農林金融』4月号

- ・藤野信之 (2014b) 「集落営農の概要と集落一農場型集落営農の成功要因」『農林金融』7月号
- ・藤野信之 (2015a) 「米の需給構造・生産調整見直しと再生産維持の課題」『農林金融』1月号
- ・藤野信之 (2015b) 「稻作農業助成策の変更と現地の動向」『農中総研 調査と情報』web誌 5月号
- ・藤野信之 (2015c) 「大潟村水田農業の動向」『農中総研 調査と情報』web誌 9月号
- ・若林剛志 (2008) 「農業センサスにみる稻作経営の変化」『農林金融』10月号

(ふじの のぶゆき)



談

話

室

協同組合における民主的運営とは —参加のあり方を考える—

第189回国会の最大の争点であった安全保障関連法は、9月19日未明に参議院本会議で与党などの賛成多数で可決され成立した。審議時間を十分に掛けて「丁寧」に説明してきたという答弁の内容、委員会での強行採決など、法律の内容のみならずその審議の進め方に至るまで様々な疑問はつきないが、世論調査の結果や多くの市民が参加した国会前デモなどの民意をほとんど無視して成立を優先した行為には唖然とせざるを得ない思いであった。

民意は選挙結果に反映されており、民主的な手続きに従ったルールを批判される筋合いはないとの意見もあるであろう。また、結局は国会での多数決で全てが決まる事に対する無力感を味わった方も多いのではないかと思われる。選挙制度の問題はあるとはいえ、確かに現状での国会勢力からすると必然的な結果であったと言わざるを得ない面は否定できない。

しかし、安全保障関連法の内容に憂慮し、その成立阻止のために、デモや集会への参加のみではなく様々な形で「声」をあげた市民は、今回の事を無駄な行為であったとは決して思っていないはずである。本当の民主主義とは、選挙の時のみではなく、日常における様々な政治的な「参加」を通して作り上げられるものだという実感を得たのではないかと思われる。今回の結果だけをみると「敗北」かもしれないが、次につながる何かを発見したに違いない。

同様のこととは協同組合における運営に関しても考えるべきことではないだろうか。協同組合においては、組合員の1人1票の議決権があり、民主的な運営が行われているのが原則であり基本である。役員もこうした民主的な手続きにより構成されており、全ての組合員に対して責任を負うのが役員である。しかし、役員に任せておけばよいという考え方で日常的には協同組合の運営に関心を示さずに、「声」をあげることをしないで組織・事業から離れていく組合員も少なからず存在しているのではないだろうか。そうしたことが慢性化していくと、組合員から意見が発せられても一部の「声」として無視されて受けとめられず、役員が暴走することになりかねないのであり、協同組合としてみて悲劇である。

また、役員の構成に関しては、「農業の成長産業化を図るため」として今国会

で成立した改正農協法において見過ごせない変更が行われている。すなわち、農協の理事会構成に関して、理事の定数の過半数は、①認定農業者(法人にあっては、その役員)、②農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者、としている。認定農業者が少ないなどの場合にはこの限りではないとの例外規定はあるが、理事会構成が認定農業者や法人の経営者が中心となり、場合によっては農業者以外によって農協の理事会が支配されることになるのではないかと憂慮されている。

理事会の構成に関して法規制で政治が関与してくることそのものが、協同組合原則で定められている自主・自立の協同組合への不当な介入であり、地域単位、女性部や青年部、作目別生産者組織、准組合員など、多様な組合員層を代表する理事構成とそこに関わる組合員参加を進めてきた農協の努力を踏みにじる行為である。しかし、より看過できないことは、理事会の構成を「農業の成長産業化」をめざす政策の意図に即したメンバーにすれば、農協運営が思いのままになると思量したことが見え隠れする政策側の考え方ではないかと思われる。

これは、国会の中で多数派を構成すれば物事をスムーズに運べると考え、そのために選挙制度を変えてきた企みと通じるものがある。そう思わせてきた有権者である国民にも少なからず責任はあるが、農協における組合員はどうであろうか。

とはいえる、農協の民主的運営には、総会や総代会における議決権の平等に限られた話ではなく、組合員による日常的な農協運営への参加が含まれる。農産物共同販売における生産部会機能や生活福祉事業における女性部の役割など、組合員組織による多様な活動そのものが農協の運営に關係しており、それらが農協事業利用に結びつき経営を支えるとともに理事会などの経営判断にも大きな影響を与えている。このように日常における組合員参加の活動を活発に行うことにより、組合員の意見を理事会や農協運営に反映させることが、民主的管理・運営においてきわめて重要である。

本当の意味での民主主義を実践することは、協同組合運営にも当てはまるることであり、これまで実践してきたことに自信を持って取り組み続ける必要がある。

(愛媛大学 農学部 准教授 板橋 衛・いたばし まもる)

集落営農組織の経営規模拡大における 組織合併の課題

主任研究員 長谷川晃生

〔要　　旨〕

ここ数年、小規模な集落営農組織同士が合併する事例が注目されるなか、合併組織の経営実態と課題を調査した。その結果、合併後、組織一体で農作業体制を構築することで作業効率が向上し、余剰労働力等を活用した経営作物の複合化や経営多角化がみられた。

ただし、合併参加の各組織における農作業体制等に違いがある場合、段階的に体制を統一することが現実的で、合併効果の発揮に時間がかかることが課題となっている。したがって、合併前に、農業機械の共同利用のあり方等について検討し、作業効率化のための農作業体制構築に向けたプロセスを策定することが必要である。そして、合併後は、経営規模や事業領域が拡大するため、経営管理の高度化と、経営分析に基づく経営改善が不可欠である。

農協においては、合併の検討過程に積極的に参加し、合併に伴う課題への適切な指導と、各事業が連携して経営安定化のための支援を行うことが求められている。

目　　次

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| はじめに | (4) 株式会社C |
| 1　規模拡大の取組みと経営規模の変化 | (5) 農事組合法人口 |
| (1) 法人で規模拡大の取組みが進展 | 3　事例調査にみる合併組織の経営実態と農協の
役割 |
| (2) 任意組織より法人で大規模経営 | (1) 合併経緯と経営展開の特徴 |
| (3) 農業集落を越える広域化 | (2) 合併の効果 |
| (4) 組織合併の背景 | (3) 経営課題 |
| 2　聞き取り調査による合併組織の実態 | (4) 農協に求められる役割 |
| (1) 調査対象法人の概要 | おわりに |
| (2) 農事組合法人A | |
| (3) 農事組合法人B | |

はじめに

^(注1) 集落営農組織は、2007年度の国の経営所得安定対策を契機に、全国に数多く設立された。設立当初、個別農家の経営を維持した形式的な組織もあったが、農業機械の共同利用、経営作物の複合化等により、^(注2) 一体的な組織運営へと変化している事例もある。

また、ここ数年、集落営農組織同士が合併する事例が注目される。^(注3) 合併による経営面積の拡大は、規模の経済によるコスト削減等が期待できることから、集落営農組織における経営展開の一つの方向性を示していると考える。

本稿では、任意組織を中心とした集落営農組織の合併により設立された集落営農法人への聞き取り調査を通じて、合併後の経営実態と課題を明らかにするとともに、経営安定化のために求められる農協の役割について、若干の指摘を行う。

^(注1) 本稿では、特段の断りがない場合を除いて、組織形態（任意組織、法人）に関わらず、集落営農組織と表記している。

^(注2) 長谷川（2014）

^(注3) 既存研究である高橋・梅本（2012）は、集落営農の先進地域（北陸）での集落営農組織の合併に関する事例研究である。本稿は先進地域以外での合併を対象にしている。

1 規模拡大の取組みと経営規模の変化

（1）法人で規模拡大の取組みが進展

集落営農組織による規模拡大の取組みは、^(注4) 任意組織と法人でその進展が異なる。そこ

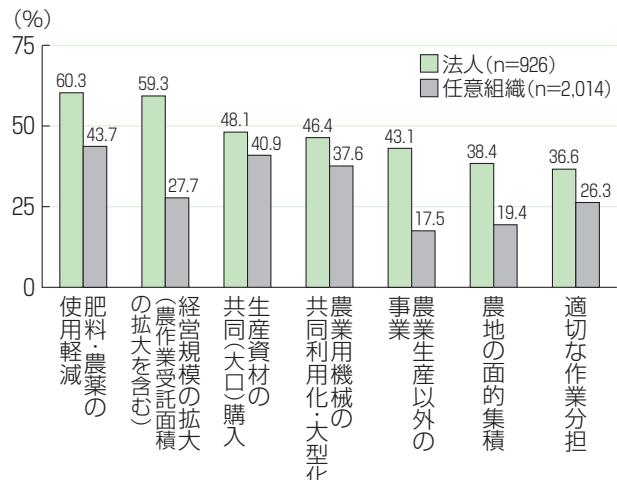
で、最近の集落営農組織の法人化の動向を踏まえ、任意組織と法人の規模拡大の取組みと経営規模の変化の特徴を概観する。

集落営農組織の全体数は、政策対応のために、07年前後から11年にかけて増加したが、その後、横ばいで推移し、15年時点では^(注5) 14,853の組織が存在している。国が任意組織の法人化を支援していること等から、任意組織は11年以降減少する一方、法人は増加傾向にある。

集落営農組織の規模拡大の取組状況について、15年実施の農林水産省「集落営農活動実態調査」を基にみることにする。同調査では、所得向上に向けた取組みの一つとして、規模拡大等の有無を聞いている。

所得向上に向けた活動への取組度合いは、任意組織と法人で違いがあり、第1図に示すように、法人は全ての項目で任意組織の取組割合を大きく上回っている。具体的に

第1図 集落営農組織が所得向上に向けて現在取り組んでいる活動内容（複数回答）
—2015年—



資料 農林水産省「集落営農活動実態調査」（平成27年3月1日）

（注） 法人の回答割合が高い順に掲載。農業生産以外の事業は、消費者等への直接販売、農産物加工等。

みると、法人は「経営規模の拡大（農作業受託面積の拡大を含む）」（59.3%）を回答する割合が、「肥料・農薬の使用軽減」（60.3%）に次いで高く、任意組織（27.7%）との差が大きい。

規模拡大によるコスト削減効果を高めるには、農地の分散化を解消し、作業効率を向上させることが重要となる。しかしながら、「農地の面的集積」に取り組む割合は、法人で38.4%と、経営規模拡大の割合を大きく下回っており、規模拡大に比べて農地集積がそれほど進展していないことがうかがえる。

（注4）長谷川（2015）

（注5）本稿掲載の集落営農組織に関するデータは、明示しているものを除き、農林水産省「集落営農実態調査」による。

（2）任意組織より法人で大規模経営

次に、集落営農組織の集積面積（経営耕地と農作業受託の合計面積）をみると、1組織平均の集積面積は、法人が39.0haで、任意組織の31.5haを上回っている。また、法人の集積面積を規模別にみると、15年時点で、平均を上回る「50～100ha」（14.9%）と「100ha以上」（4.7%）の合計の法人数が、全体の約2割を占めている（第1表）。一方、任意組織は、「20ha未満」の割合が全体の52.6%を占めており、法人よりも小規模なものが多い。

また、法人に絞って、09年と15年の変化をみると、全ての規模で法人数は増加しており（第2表）、同期間の増加率は「50～100ha」が最も高い。

第1表 集積面積別の集落営農組織（法人・任意組織）の構成比（2015年）

（単位 組織、%）

	全体	20ha未満	20～30	30～50	50～100	100ha以上
法人 (n=3,622)	100.0	34.1	23.1	23.1	14.9	4.7
任意組織 (n=11,231)	100.0	52.6	16.2	16.4	10.2	4.6

資料 農林水産省「集落営農実態調査」

（注）集積面積は経営耕地と作業受託の合計面積。

第2表 集積面積別の集落営農法人数の変化

（単位 組織、%）

	全体	20ha未満	20～30	30～50	50～100	100ha以上
09年	1,802	628	403	424	247	100
15	3,622	1,235	836	838	541	172
09～15年の増加率	101.0	96.7	107.4	97.6	119.0	72.0

資料、（注）は第1表と同じ

（3）農業集落を越える広域化

そもそも、集落営農組織は、旧村等の地縁的範囲である特定の農業集落を基盤とするケースが多い。集落営農組織における集落内農地の集積状況をみると、集落内の全ての田面積のうち、8割以上を集積している割合が76.1%を占めている。したがって、多くの組織で、既に集落内に規模拡大の余地が乏しく、集落外に範囲を広げる必要があることがうかがえる。

実際、複数の農業集落で構成される集落営農組織は、09年から15年にかけて15.3%増加し、1つの農業集落を範囲とする組織（9.0%）に比べて、増加率が高い状況にある。また、15年時点で、1組織を構成する平均の農業集落数は、法人が2.4集落と、任意組織の1.8集落を上回っており、法人で、より

広範に経営が展開されている。

このように、集落営農組織は、時間の経過とともに、集落外の農地集積が進んでおり、その傾向は法人でより強いことがうかがえる。

(注6) 農業集落は、農業生産に不可欠な地域資源の維持管理等を共同で行う農村での基礎的な単位である。

(4) 組織合併の背景

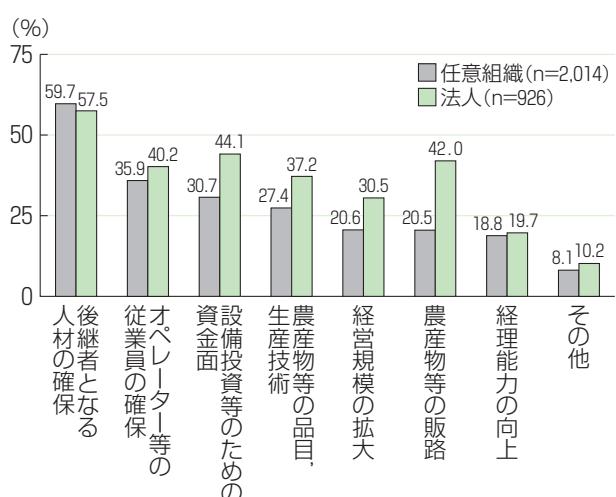
集落営農組織の合併に関しては、その実態を詳細に示す統計は存在しない。しかしながら聞き取り調査先の農協管内で、ここ数年、合併事例が発生していることから、組織合併は経営展開の一つの方向性を示していると考えられる。以下では、任意組織を中心とした集落営農組織の合併の背景についてみることにする。

集落営農組織の経営は、最近の米価低迷や14年度からの国の交付金（米の直接支払交付金）の減額により、急速に悪化している。既述したように、任意組織は、相対的に小規模な経営体が多いことから、規模拡大等による収益力向上が不可欠である。

しかし、前出の「集落営農活動実態調査」によると、任意組織は、組織運営の課題として、「後継者となる人材の確保」(59.7%)を挙げる割合が最も高く、法人の回答割合と同程度となっている（第2図）。次いで「オペレーター等の従業員の確保」(35.9%)の割合が高く、規模拡大を図る際に、労働力確保が必要になるものと考えられる。

集落営農組織は、規模拡大に伴う農業機械取得や労働力確保のために、国の各種事

第2図 組織運営をするなかで、現在課題となっていること（複数回答）
—2015年—



資料 第1図に同じ

(注) 任意組織の回答割合が高い順に掲載。

業を活用することが一般的である。ただし、各種事業は主に法人を対象としていることから、任意組織は法人化後に規模拡大に取り組むことが多い。

しかし、経営面積の小さな組織が法人化し、段階的に規模拡大を試みるケースでは、農業機械の共同利用等によるコスト削減の効果が限定的で、法人化に伴い発生する追加経費と雇用維持のために必要な収益確保が難しいものと考えられる。

こうしたことから、比較的圃場条件の良い小規模な任意組織が、規模拡大や法人化を図る際に、面的につながりのある他組織と合併することも、有効な選択肢になっているものと考えられる。

(注7) 法人は、複式簿記での記帳義務が発生するため、会計処理の労力と税務申告を専門家に依頼するための経費や、利益の有無に関係なく住民税等の負担が発生する。また雇用を導入する場合、社会保険の事業者負担が必要となる。

2 聞き取り調査による合併組織の実態

(1) 調査対象法人の概要

ここまで、農林水産省の統計データを基に、集落営農組織の規模拡大の状況と、合併の背景等をみてきた。

以下では、集落営農組織が合併して設立した4つの集落営農法人の事例調査を通じて、経営実態や課題等を明らかにする。事例として、関東のA法人（農事組合法人）と、東北のB、D法人（農事組合法人）、九州のC社（株式会社）を取り上げる。農業地域類型は、Aが都市的地域に、B、Cが平地農業地域に、Dが中間農業地域に属している。各事例の経営概要は第3表のとおりである。

各事例の合併の特徴は異なり、Aは主導的な集落営農法人が小規模組織を吸収合併した事例で、Bは一部農作物での農業機械

の共同利用を維持・強化するために合併し、新たな法人を設立した事例である。C、Dは、機械の共同利用の実績がある小規模組織同士の合併事例である。以下では、こうした合併の特徴ごとに事例分析を行うことにする。

(注8) 調査時期は、Aが14年度上期、B、C、Dは15年度上期である。

(2) 農事組合法人A

a 合併の経緯

A法人は関東の二毛作地帯にあり、合併に参加した4つの集落営農組織は、07年の経営所得安定対策への対応のために設立され、当時、農業機械の共同利用はなかった。

そのうちの1組織が08年に法人化し、その後、農業機械を取得し、麦、大豆での機械の共同利用や野菜作の導入、農産物の直接販売に取り組んだ。同法人は、設立当初から規模拡大の意向を持っており、近隣の集落営農組織との合併を検討したが、実現

第3表 調査対象先の経営概要

法人形態	所在地、農業地域類型	前身組織の設立年	合併年	合併参加の集落営農組織数	主要作物の作付面積 ※上位3位まで掲載	経営作物	雇用者数(正社員)(人)	経営多角化
A 農事組合法人	関東、都市的地域	2006	2012	4	麦70ha 主食用稻40ha 飼料用稻30ha	麦、主食用稻、飼料用稻、野菜	2	直接販売
B 農事組合法人	東北、平地農業地域	2007	2012	5	主食用稻270ha 大豆70ha 麦10ha	主食用稻、大豆、麦、野菜	3	—
C 株式会社	九州、平地農業地域	2006	2013	12	麦250ha 大豆120ha 主食用稻90ha	麦、大豆、主食用稻、野菜	5	飼料製造
D 農事組合法人	東北、中間農業地域	1997	2007	7	主食用稻70ha 飼料用稻30ha 大豆25ha	主食用稻、飼料用稻、大豆、野菜	—	味噌加工

資料 各法人での聞き取り、提供資料を基に筆者作成

(注) 1 作付面積は概数。

2 作付面積、雇用者数は調査時点(Aは14年度上期、B、C、Dは15年度上期)の数値。

には至らなかった。

一方、3つの任意組織は、経営規模が20ha程度で、設立後も機械の共同利用はなく、構成員（地権者を中心とした集落営農組織のメンバー）が各自の所有機械で農作業を行っていた。しかしながら、高齢化が進展するなかで、今後の経営維持が難しいと考え、同法人に合併を打診し、同法人が主導的な役割を果たすことによって12年に合併に至った。

b 経営概要

A法人の現在の作付面積は、麦が70haと最も多く、次いで主食用稻（40ha）、飼料用稻（30ha）、野菜（10ha）の順である。ただし、主食用稻は合併後も構成員が農作業に従事している。

A法人では、米価低迷と交付金削減、さらに高齢化によって営農が困難な構成員が増加していることを背景として、主食用稻以外への作物転換を積極的に進めている。こうした経営作物の複合化に対応するために、A法人は14年に機械作業の従事者（以下「オペレーター」という）として2人を雇用した。そして、麦は作付面積の半分を、大豆・野菜はほぼ全面積を、その2人が法人所有の機械で作業している。

このように、A法人は、合併後に農業機械の共同利用を組織全体に広げることで、転作作物における機械の効率的利用を実現している。

c 農協利用の変化

A法人の前身の4組織は、農産物販売の多くが農協出荷であった。合併後は、経営規模が拡大し、多くの出荷量を確保できるというメリットを生かしながら、販路開拓を行った。その結果、販売額の多くが農協以外になるという変化が生じている。

また、資金調達先にも変化が出ている。A法人は、雇用に伴い運転資金需要が発生した際に、信用金庫からのアプローチがあったため、農協から信金へと調達先を変更している。

農業機械取得のための長期資金の調達は、以前は農協を窓口とした農業近代化資金を中心であったが、最近は、日本政策金融公庫（スーパーL資金）の直接借入へと変化している。このように、同法人は合併を契機に、資金需要が拡大し、資金調達先が農協以外に広がっている。

d 今後の経営展開

A法人は、今後の経営展開について、収益向上を図るには、現在の経営規模では不十分であるとみている。同法人は、集落内の農地集積率が高いために、他の集落営農組織と合併することで規模拡大を図り、収益確保が期待できる野菜の作付面積を拡大したいと考えている。

（3）農事組合法人B

a 合併前の各組織の状況

B法人は東北の果樹地帯にあり、ほとんどの構成員は農業所得を果樹に依存してい

るため、主食用稻の栽培は自家消費程度で、転作作物に積極的でなかった。

B 法人の合併に参加した5つの任意組織は、経営所得安定対策への対応のために、07年に設立され、各組織の集落内の田面積のうち、4割程度を集積していた。

農協は、当該地域の農業振興のために、転作作物を導入することが重要だと考えていました。そこで、組織設立後、農協の指導の下、各組織は大豆作を本格化した。ただし、各組織は農業機械を所有しておらず、近隣の農家等から貸与を受け、農作業は一部の構成員や近隣の大豆作農家等が担っていた。なお、主食用稻は、各構成員が各自の所有機械で営農している状況にあった。

b 合併経緯

5組織合計の大豆の作付面積は、07年の6haから、12年の60haへと拡大し、各組織は、農業機械を取得し、労働力不足を補うために、オペレーターを確保することが課題となっていた。

そこで、農協中心に対応を検討し、11年に5組織の合意によりオペレーター組合（任意組織）を立ち上げた。そして、各組織が費用を分担することで、同組合に2人のオペレーターを雇用した。

さらに、5組織で大豆作の機械の共同利用を行うために、それぞれが異なる機械を取得した。これにより、オペレーター組合の雇用労働力を活用しながら、5組織が一体となった機械利用体制が整った。

オペレーター組合設立後に、1組織から

合併の要望が出されたことを受け、12年に5組織が合併し、新たに集落営農法人を立ち上げた。

c 経営概要

現在のB 法人の作付面積は、主食用稻が270ha、大豆、麦、野菜等の合計が100ha程度である。同法人では、高齢化により、主食用稻を栽培できない構成員が増加している。構成員からの委託部分は、農協の支援を受けて、主食用稻以外の大豆、麦、野菜へと転換してきた。

農作業体制は、主食用稻は構成員が農作業に従事しており、合併後も変化がない。一方、主食用稻以外は、B 法人の雇用労働者^(注9)が主に従事している。

また、当該地域は果樹地帯であることから、果樹の剪定作業を10ha程度、構成員等から受託している。近隣の高齢農家から剪定依頼はあるが、雇用労働力に制約があるため、全てに対応できない状況にある。

なお、生産資材購入、農産物販売はともに合併前からほとんどが農協利用である。また、資金調達は、運転資金について自己資金で対応しており、借入はない。長期資金については、農業機械取得のための資金需要があり、自己資金と農協のプロパー資金の借入で対応している。

(注9) B 法人設立の際に、オペレーター組合の雇用者2人を法人で再雇用し、さらに1人を追加雇用した。したがって調査時点の雇用者は合計3人である。

d 今後の経営展開

B法人は、集落内の農地の集積率が低いために、作業効率の向上が限定的で、今後は農地の面的集積が必要であると考えている。ただし、農地集積に関しては、他の担い手農業者との調整が必要なため、自法人だけでは難しく、その調整に関しては農協等の支援が必要だと考えている。

また、今後の経営展開の方向性として、主食用稻は国の交付金水準に変動があるため、経営安定化には野菜等の作付面積を拡大する必要があると考えている。

(4) 株式会社C

a 合併の経緯

C社は九州の平地農業地域にある。80年代後半に地域内にカントリーエレベーターが完成し、同施設への搬入時期の集中を避け、計画的な生産を行うことを目的に、地域内の全17集落に機械利用組合が設立された。各組合はコンバイン等を所有し、オペレーターが主食用稻、転作作物等の機械作業に従事していた。

そして、07年の経営所得安定対策に対応するために、各機械利用組合が母体となった15の任意の集落営農組織と1つの集落営農法人が設立された。後者の集落営農法人は、2つの機械利用組合を基盤とし、地域維持のために、農業以外の様々な事業を行うことが必要だと考えていた。そこで、法人形態は農事組合法人ではなく、株式会社を選択した。なお、同法人と15の任意組織は、当該地域の田面積の多くを集積していた。

地域内の15の任意組織は、経営規模が小さく、構成員の高齢化が進展したため、人材確保が経営課題となっていた。こうしたなか、農協と集落営農法人は、地域農業の維持のために、集落営農法人との合併を各組織に提案した。この提案を受けて、各組織が検討し、13年に集落営農法人と15のうち11の任意組織が合併し、C社が設立された^(注11)。

(注10) 農事組合法人の場合、事業内容は農業に係る共同利用施設の設置、農業経営とそれらの附帯事業に限定される。

(注11) 地域内の15の任意組織のうち4組織は、合併に参加せず、単独での法人化等を模索している。

b 合併後の組織運営の特徴

C社の合併に参加した1法人と11の任意組織は、農業機械の共同利用の実績が長く、組織ごとに機械所有の状況や農作業体制に違いがあった。そこで、C社は、合併後すぐに農作業体制を統一することは難しいと考え、現状は、旧組織を基本とし、収益の還元も組織単位で行っている。

一方、これまで組織ごとに行ってきた経理等の事務作業は、C社が社員を合併時の2人から5人へと増員し、法人本部の経営管理機能を強化することで、一元的に対応している。

C社では、事業範囲が広域化したこと、収益向上による経営安定化はもちろんのこと、自社の経営状況の透明性を確保し、構成員から信頼性を得ることが重要であると考えている。そこで、毎月開催する取締役会^(注12)で経営状況を開示するとともに、実績検

討を行っている。また、実績検討会に農協の出席を依頼し、外部機関としてのチェック機能に期待している。

(注12) C社の取締役は、旧組織の集落規模に応じて選出している。

c 経営概要と農協利用の状況

C社の15年の作付面積は、麦が250haと最も多く、次いで大豆（120ha）、主食用稻（90ha）、飼料用稻（40ha）の順となっている。前年と比べると、米価低迷等により、主食用稻の作付面積を大きく減らし、麦等を増加させている。

また、同社を構成する旧組織の中には、オペレーター不足等により、耕作ができない農地が徐々に増加しているケースもある。そのため、組織間で作業員を調整し、対応できない部分をC社本部が管理している。C社では、本部管理分を新規就農者の受け皿と位置付け、就農者の研修の一環として、野菜作を導入している。

農協利用については、生産資材購入、農産物販売のほとんどが農協で、合併前後で変化はない。資金借入について、生産資材、労賃等の支払いのための運転資金需要があり、C社は農協からの資金借入で対応している。また、農業機械等の取得に伴う資金需要を見込んでいるが、その調達は各種補助金を活用し、補助残部分は自己資金で対応することを考えている。

d 今後の経営展開

現状、旧組織の収益状況に大きな差があるため、C社は各組織が生産性向上等に取

り組むことが必要であると考えている。そのために、同社は、本部が組織ごとの品目別の収益データを各組織に還元し、自主的に経営改善を行うように促している。こうした結果、各組織による経営改善の意識が高まっているとみている。

また、C社では、農業機械の共同利用の範囲を、旧組織内から複数の組織間へ、さらに同社全体へと段階的に広げることで、合併効果を発揮したいと考えている。現状、旧組織合計の農業機械台数は、法人の経営面積を勘案すると過剰で、同社は、一体的な機械利用を行うことで、台数を大幅に削減できている。

そこで、旧組織で機械更新があれば、組織間で作業受委託を検討し、調整が難しい場合には、C社が新たに機械を取得する方針である。そして、C社取得の機械は、旧組織の枠を越えて利用したいと考えている。旧組織の機械更新のタイミングを契機に、全体でみると機械台数の大幅な削減が進展し、機械作業の広域化により、作業効率の向上を図ることができるとC社では期待している。

さらに、地域維持のためには、農業生産以外の様々な事業展開が必要だと考えており、既述した新規就農者の受け入れ以外にも、様々な取組みを行っていきたいと考えている。

(5) 農事組合法人口

a 合併経緯

D法人は東北の稻作地帯にある。90年代

後半に圃場整備事業が地域内の8集落のうち7集落で実施された。そして、事業実施とともに各集落に7つの営農組合（任意組織）が設立された。各組合は、コンバイン等を所有し、オペレーターが主食用稻、転作作物等の機械作業に従事していた。

ただし、組合間で作業受委託を行っていたことから、その取組みを円滑に進めるために、7組合は作業受託料金や作業方法等を統一していた。

上記圃場整備事業は、事業終了後に各任意組織を法人化することが、要件となっていた。7組合のうち2組合は、単独での法人化を検討したが、5組合は、経営規模が小さいこと等から法人化への対応が困難であり、地域全体での法人設立の要望が強かった。そこで、07年に7組合が合併し、D法人が新たに設立された。

b 合併後の組織運営の特徴

D法人は、法人設立当初から、地域を1農場として営農することが、作業効率向上と地域農業の維持につながると考えていた。

そこで、合併後に、旧組織所有の農業機械を同法人へと移管し、旧組織の枠を越えた機械利用を行うとともに、田植え、収穫の作業体制の見直しに取り組んだ。^(注13)こうした法人一体での機械利用や作業体制の見直しにより、D法人は合併前と比べると、作業効率が大幅に向上したと感じている。

一方、水管理、畦畔の草刈り等の管理作業について、同法人が全体を管理することは効率的でないと判断し、合併前の旧組織

を下部組織と位置付け、作業を担わせている。

また、合併前に組織ごとに実施してきた経理等の事務作業は、合併後は法人に一本化された。そして、部門別の損益状況の進捗を把握する枠組みを整備し、毎月の実績検討会に農協の出席を依頼し、実施している。なお、D法人では、確定申告のための書類作成については、農協に依頼している。

D法人では、合併組織は事業範囲が広域化し、構成員も増加することから、組織運営を円滑に行うためには、構成員の信頼感を得ることが重要であると考えている。そのためには、収益性向上による経営安定化が不可欠であり、合併後は、長期的な視点で経営計画を作成するとともに、経営分析を基に、様々な経営改善を行っている。

(注13) 1圃場に複数のコンバインを用いることで、作業全体の時間短縮が可能になり、作業費用を3割以上低減している。

c 経営概要と農協利用の状況

D法人の作付面積合計は合併以来、変化していない。現在の面積は、主食用稻が70haと最も多く、次いで飼料用稻（30ha）、大豆（25ha）の順となっている。同法人は最近の米価低迷等の影響を受けて、主食用稻の作付面積を減少させている。

D法人は機械作業の効率化が進むことで、余剰労働力が発生することを合併当初から見込んでいた。そこで、合併初年度に、野菜栽培や加工事業（味噌加工）を開始した。加工事業は、操業当初、赤字であったが、安定的な販路を開拓したことで、現在では

黒字化を達成している。

農協利用については、農産物販売のほとんどが農協である。生産資材のうち燃油の購入は、系統外を利用している。資金調達に関しては、自己資金を基本としており、法人設立以降、資金借入を行ったことはない。

d 今後の経営展開

最近の米価低迷等のなかで、D法人は対応を迫られており、主食用稻、飼料用稻の栽培方法を直播に転換している。今後、直播技術が定着すれば、作業効率は向上し、肥料等の生産資材のコストが大幅に削減できると期待している。また、収益減少のなかで、内部留保の維持には、旧組織が行う管理作業に対する還元水準を引き下げることで対応している。

こうした対応とともに、今後の経営安定化のために、同法人は国の政策動向を注視しながら、交付金削減等の影響を受けにくい大豆等の機械作業中心の農作物へとシフトする必要があると考えている。

3 事例調査にみる合併組織の経営実態と農協の役割

以下では、これまでの事例を踏まえ、任意組織を中心とする集落営農組織の合併に着目した経営展開と課題を整理とともに、経営安定化のために、農協に求められる役割について指摘することにしたい。

(1) 合併経緯と経営展開の特徴

まず、各事例の合併経緯とその後の経営展開の特徴をまとめることにする。

A法人は、農業機械の共同利用の実績があった1つの集落営農法人が3組織を吸収合併した事例である。合併後、1法人が実施してきた機械の共同利用を他組織にも広げ、雇用労働力を導入し、経営作物の複合化や直接販売等の経営多角化を行っている。農協利用に関しては、農産物販売、資金借入で農協以外の利用が増えるという変化が生じている。

B法人は、5組織が合併した事例で、旧組織の設立時点で、転作作物への取組みはなかった。その後、各組織が、農協指導の下で、大豆作を本格化させるなか、5組織が労働力確保のためのオペレーター組合を設立し、それぞれが異なる農業機械を取得したことが合併の契機となった。合併後は、雇用労働力を中心に大豆作以外の経営作物の展開や、果樹剪定の作業受託といった事業領域の拡大を図っている。

C社は、80年代後半から各集落に機械利用組合があり、それら組合が母体となった12の集落営農組織が合併した事例である。合併に至った背景として、各集落営農組織の経営規模が小さいことから、一部組織と農協が合併を提案したことが挙げられる。C社は、合併後の歴史が短く、経営に大きな変化はみられないが、今後、地域維持のために、農業生産以外の様々な事業に取り組みたいと考えている。

D法人は、90年代後半に、農業機械の共

同利用のための営農組合が設立されたことが、合併の背景にある。各営農組合を母体とした7つの集落営農組織は、経営規模が小さいこと等から、組織を合併し、新たな法人を立ち上げた。合併直後に、旧組織の枠を越えた機械利用を行うとともに、作業体制を見直すことで、作業効率が大幅に向正在している。また、機械作業が効率化したこと、余剰労働力を活用した野菜作や加工事業への取組みを行っている。

(2) 合併の効果

以上の結果から、集落営農組織の合併に伴うコスト削減等の効果について、次のように整理することができる。

4つの事例では、合併後の農作業、経理事務作業は組織一体で、農業生産に伴う畦畔の草刈等の管理作業は、合併参加の旧組織で対応する体制を基本としている。

農作業については、合併後に、農業機械の共同利用を組織全体へと拡大することで、作業効率の向上を達成しているケースがある。特にD法人は、合併後すぐに、旧組織の枠を越えた機械利用を行うことで、作業効率が大幅に向正在している。

また、経理事務作業に関しては、いずれの事例においても、合併後は組織で一本化されることで、全体でみると負荷軽減が図られている。

こうした作業効率改善等により発生する余剰労働力や合併後に導入した雇用労働力を活用することで、経営作物の複合化や、加工事業等の経営展開がみられる。

(3) 経営課題

一方、合併組織は、事業運営において、特有の課題が生じている。

農作業については、合併前の各組織での農業機械の共同利用の実績が長く、その体制に違いがあるケースでは、段階的に統一することが現実的であり、合併効果の発揮に時間がかかることが課題となっている。特に、C社のように、参加組織数が多く、農作業体制に違いがある組織同士の場合、顕著である。

経理事務作業については、合併後に経営規模や事業領域が拡大することで、一層の高度化が不可欠である。C社のように、合併後に法人本部に経営管理部門を設置し、雇用労働力を増員することで、機能強化を図っている事例もある。

また、合併組織の多くで取り組まれている経営作物の複合化を持続するためには、販路開拓による収益性確保はもちろんのこと、作物別の収支管理等の経営分析に基づく経営改善を行うことが不可欠である。

(4) 農協に求められる役割

こうした課題を踏まえながら、最後に農協に求められる役割について検討する。

既述したように合併後の事業運営に課題があることから、事前に合併後の農作業体制や機械利用のあり方、経営作物の選定と労働力確保について検討することが重要である。とりわけ、農作業体制について、新体制への移行を円滑に進めるためのプロセス策定が必要であると考える。

事例の中には、合併前に統合後の経営シミュレーションを行っているケースもあるが、農協においては、事前検討に積極的に参加し、合併に伴う課題への対応や合併の範囲や組織の組み合わせ等について適切な指導を行うことが求められている。

また、合併後の経営展開の特徴として、経営作物の複合化や経営多角化、農協以外の事業利用が挙げられる。こうした経営展開は、一般の農業法人とほぼ同様であることがうかがえる。農協においては、一般の農業法人が求める事業対応が必要である。

さらに、土地利用型作物が中心の合併組織では、米価低迷等のなかで主食用稻以外への作物転換が不可欠となっている。農協では、合併組織における労働力の状況を勘案しながら、労働時間を平準化できる作付体系の提案と、契約栽培等による安定的な販路開拓が求められている。

集落営農組織同士の合併は、事業範囲とその領域が拡大し、地域農業に与える影響が大きい。農協においては、営農部門だけでなく、各事業が連携して、経営安定化のための取組みを支援していくことが、これまで以上に求められている。

おわりに

本稿は4つの事例分析ではあるが、合併目的やそのパターンに違いがあることが示唆される。具体的には、小規模な任意組織

が、単独での経営展開が難しいなかで、組織維持のために、他組織との合併が選択される事例（A, C, D）や、一部農作物での農業機械の共同利用の維持・強化のために、合併を行う事例（B）もある。

合併パターンについては、一部の主導的な組織が小規模組織を吸収する事例（A）や、並存する小規模組織が合併する事例（C, D）もある。こうした違いは、参加組織の経営規模や経営実態等が影響し、その後の経営展開の方向性を規定する一因となるものと推察される。これらの点を明らかにすることは、集落営農組織の合併を検討するうえで重要であり、今後の課題としたい。

また、組織合併により、農作業、経理事務作業は組織一体での体制に移行することで、効率化が図られることが期待される。一方、畦畔の草刈等の管理作業は旧組織単位で地権者が担っているのが実態である。高齢化が進展するなかで、管理作業の担い手をどのように確保していくのか、今後の検討課題としたい。

＜参考文献＞

- ・高橋明広・梅本雅（2012）「合併組織における吸収・併存・融合に関する試論—集落営農組織の合併を事例に—」『農業経済研究』第83巻第4号
- ・長谷川晃生（2014）「事例にみる集落営農組織の経営展開—農作業体制と農業機械所有の変化の視点から—」『農林金融』11月号
- ・長谷川晃生（2015）「米価低迷下における集落営農組織の経営展開」『農中総研 調査と情報』Web誌3月号

（はせがわ こうせい）



肉用牛の生産基盤の動向と強化に向けた取組み

専任研究員 平田郁人

はじめに

2015年3月に農林水産省は「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」^(注1)（以下「酪肉基本方針」という）を決定した。このなかで酪農に加え肉用牛も生産基盤が弱体化しているとの認識にたち「このような状態を放置すれば、今後の酪農及び肉用牛生産の持続的な発展に支障が生じかねない」と、これまでの酪肉基本方針にはない生産基盤弱体化への懸念が示されている。

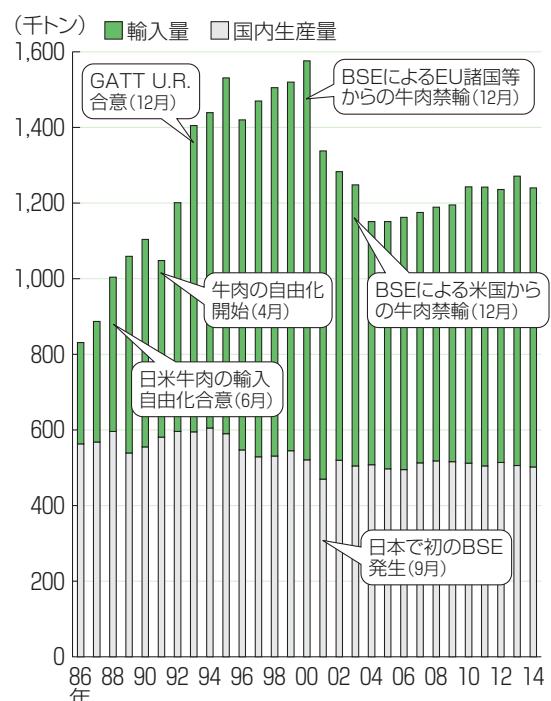
一方、農林水産省「食肉流通統計」（15年6月）では肉用牛のと畜頭数は前年同月比0.7%減と国内総供給量をほぼ維持しており、一見しただけでは生産基盤が弱体化しているとは言い難い状況となっている。そこで本稿では、肉用牛の生産基盤の状況について、現下の状況を整理するとともに、酪肉基本方針の施策の方向や既に開始されている生産基盤強化に向けた系統での取組み等について紹介する。

(注1) 酪肉基本方針は「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（1954年に「酪農振興法」として制定され83年に現名称に改題）に基づき、食料・農業・農村政策審議会畜産部会の答申を受け、酪農・肉用牛の生産振興に関し政府が中長期的に取り組むべき方針を定めるものであり、情勢変化を踏まえおおむね5年ごとに策定される。

1 牛肉輸入自由化後の肉用牛生産の推移

約30年間の牛肉需給の推移を示したのが第1図であり、牛肉輸入自由化（91年）後、輸入牛肉は国内に大量に流入し、2000年（ピーク時）には自由化前の約2倍まで増加し自給率が低下した。しかし、国内生産量は14年までの推移をみる限り、自由化3年後

第1図 牛肉の国内生産量と輸入量の推移

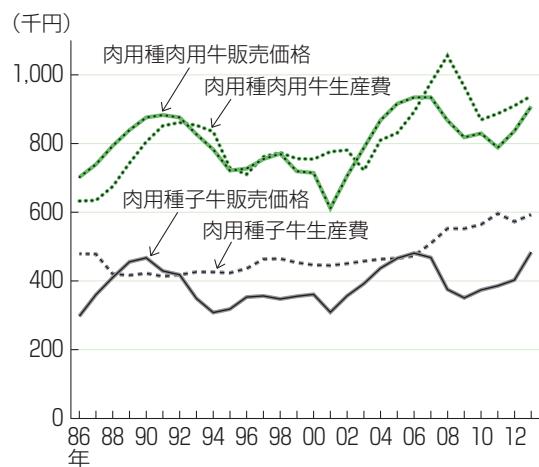


資料 農林水産省「食肉需給表」。ただし、2014年は概算値。
(注) 枝肉ベース。

の94年（ピーク時）の60万トンからは減少しているものの、この20年間、おおむね50万トン以上の生産量を維持してきた。自由化の影響は、当時の政府が見通したように、肉用牛価格の低下に伴う子牛価格の低下という形で酪農家等に現れた。ただし、このことは肥育農家にとっては素畜費低下となつたため、牛肉価格が低下したもののが再生産が可能であった（第2、3図）。

一方、上記見通しに基づき牛肉の自由化対策の柱として子牛の不足払い制度が創設され、子牛生産者に補給金が交付されることとなつた。その結果、酪農家から供給される乳用種初生牛が一定以上の価格で推移することができ、60年代以前のように、初生牛がそのまま食肉加工品の原料となることなく、乳用種の肉用牛生産が維持された。^(注3)また、現在「新マルキン」と言われる自由化決定後の肥育経営安定対策により、牛肉

第2図 肉用種肉用牛と子牛の販売価格・生産コストの推移

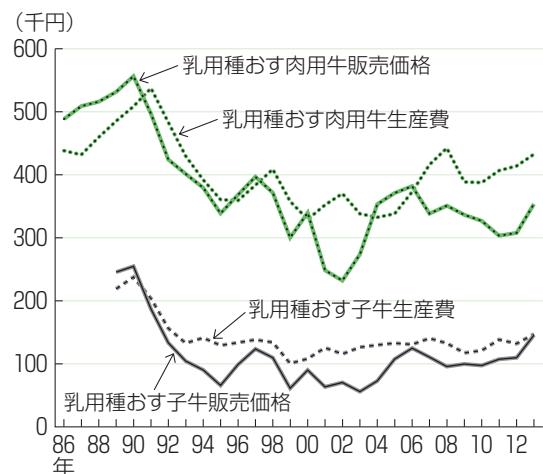


資料 農林水産省「畜産物生産費」

(注) 1 生産費は全算入生産費。

2 子牛の不足払い制度や肥育経営安定対策等にかかる補給金・積立金等は含まれていない。

第3図 乳用種おす肉用牛とおす子牛の販売価格・生産コストの推移



資料 第2図に同じ

(注) 1 生産費は全算入生産費。

2 乳用種おす子牛生産費は調査開始の89年から記載。

3 子牛の不足払い制度や肥育経営安定対策等にかかる補給金・積立金等は含まれていない。

価格の急落や飼料価格高騰等が発生しても肥育農家の経営安定が図られる仕組みが構築され、子牛価格の安定にも寄与した。

これらの対策は、94年のGATTウルグアイ・ラウンドの合意を受けた95年から00年にかけた関税率の引下げ（50%→38.5%）に對しても奏功し、輸入量は増加したものの価格低下に伴う需要増により吸収できた。また、01年には国内で初のBSE（牛海绵状脑症）が発生し、国産牛肉の供給がその年は大幅に減少したものの、トレーサビリティ体制の構築等による迅速な安全・安心対策の実施により、翌年には生産は回復している。このように、牛肉の国内総供給量の推移をみると、肉用牛生産は比較的安定しているかのように見える。

なお、肉用牛の主な産地を、子取り用めす牛、肉用種肥育牛、乳用種肉用牛などの飼養頭数でみると、第1表のとおりとなる。

第1表 肉用牛生産の主な産地(飼養頭数の上位5県)

(単位 %)

順位	子取り用めす牛等				肉用種肥育牛				乳用種肉用牛			
	87年		15		87年		15		87年		15	
	道府県名	シェア	道府県名	シェア	道府県名	シェア	道府県名	シェア	道府県名	シェア	道府県名	シェア
1	鹿児島	17.5	鹿児島	19.2	鹿児島	11.0	鹿児島	17.5	北海道	18.2	北海道	40.7
2	宮崎	15.8	宮崎	14.5	宮崎	6.4	宮崎	12.0	栃木	5.9	栃木	5.0
3	岩手	8.2	北海道	12.5	宮城	5.2	北海道	7.2	群馬	5.4	熊本	4.4
4	熊本	7.6	熊本	5.8	山形	4.9	佐賀	5.1	愛知	4.7	愛知	4.1
5	宮城	5.0	岩手	5.7	北海道	4.8	熊本	4.8	熊本	4.3	青森	3.7

資料 農林水産省「畜産統計」

(注) 「子取り用めす牛等」の頭数は、肉用種全体の頭数から肥育用牛を控除して算出したもの。

総じて、堆肥還元が可能な農地が豊富で畜産環境問題が発生する懸念が少ない農村地帯（南九州、東北、北海道）が産地化する傾向が強まっている。繁殖経営については、粗飼料の生産基盤が立地の重要な要素となっている。また肥育経営は、子牛の移動に伴う輸送コストやストレス等の関係で、子牛の主産地や消費地立地を含む酪農地帯で行われる傾向もみられる。

(注2) 牛肉の自由化後に制定された「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づく制度であり、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に子牛生産農家等に補給金を交付するもの。

(注3) 予算措置により講じられている施策であり、肥育農家の販売価格（粗収益）が生産コストを下回った際、その差額の8割を補てんするもの。なお、当初措置された事業が「緊急」対策とされたことから「マルキン」との呼称がついた。

2 肉用牛生産の特徴

肉用牛の生産基盤を検討するうえで、踏まえておくべき肉用牛生産の特色は以下のとおりである。

(1) 肉用種と乳用種

肉用牛は肉用種、乳用種の2つに大別される（第4図）。肉用種は一般的に「和牛」

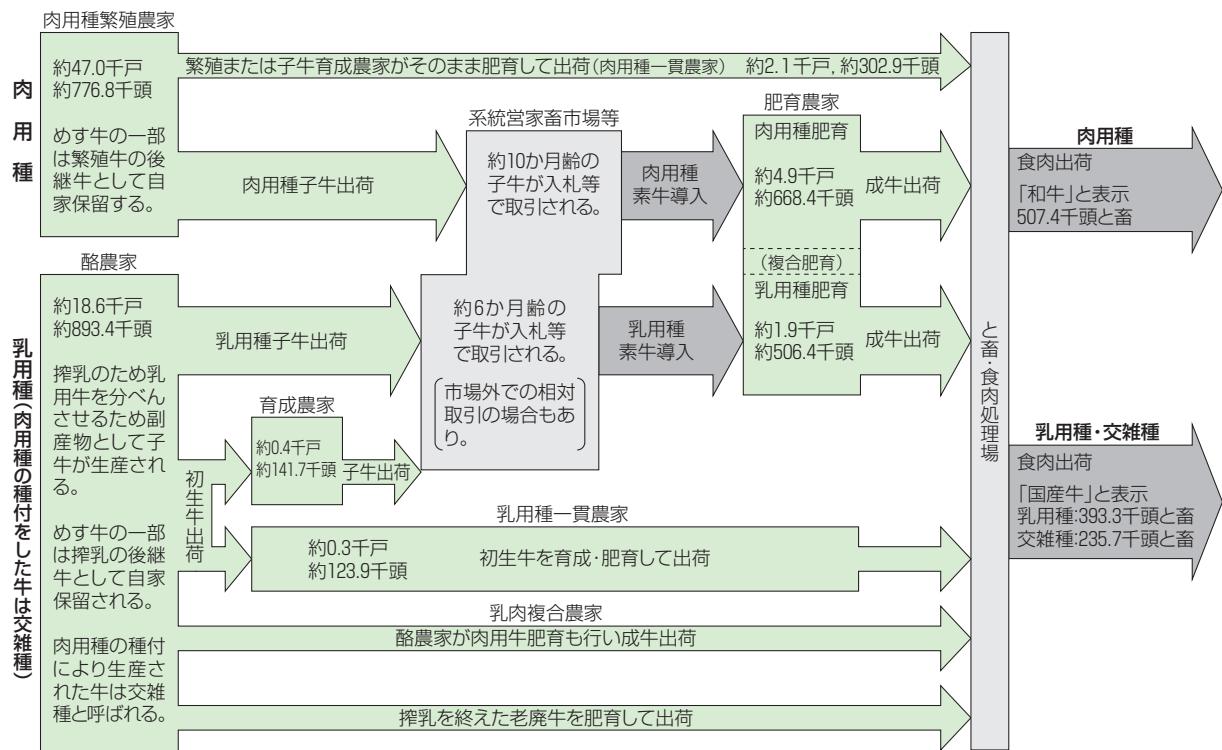
と呼ばれるものであり、肉用種繁殖農家において生産された子牛を肥育する。乳用種は、酪農家において搾乳のため分娩させた結果、副産物として生まれる乳用種初生牛を育成・肥育するものであり、生産量は主として生乳生産量（経産牛飼養頭数）に左右される。なお、乳用種のなかには乳牛に肉用種の種付けを行って生まれる交雑種^(注4)（F1）がある。

(注4) また、肉用種受精卵を乳用種めす牛に移植させ分娩・搾乳する受精卵移植技術も普及しており、年間2万頭前後の純粋な肉用種（和牛）が乳牛から生まれている。

(2) 繁殖と肥育

めす牛は、子取り用めす牛や乳牛（経産牛）のように子牛を生産する繁殖基盤となるものと、肉用牛として肥育・出荷されるものとがあり、繁殖基盤は肉用牛の生産基盤を支える重要な要素となる。ただし、繁殖農家は子取り用めす牛を、その時点での枝肉価格や子牛価格の水準や両者の関係あるいはその見通しにより、繁殖用・肥育用に仕向ける。酪農家も生乳生産の収益性低下、肉用牛価格高騰等の環境下では、産次数が少ない（1頭当たり搾乳量が多い）経産

第4図 肉用牛生産の概要(素牛供給・肥育の主なルート)



資料 農林水産省「畜産統計」「食肉流通統計」

(注) 肉用牛繁殖農家等各農家における戸数・頭数は14年2月1日時点の飼養戸数・頭数。と畜・食肉処理場のと畜頭数は14年のもの。

牛を肉用牛として出荷することもある。

(注5) オーストラリア等から肥育用素牛の輸入も行われており、05年には23.4千頭にまで達したが、その後円安等もあり14年には11.7千頭(同年の肉用牛と畜頭数の1.0%)まで減少している。乳牛も断続的ではあるが輸入されており、その規模は年間おおむね2千頭未満であり、13年は0.6千頭にとどまっている。

(3) 長い生産期間

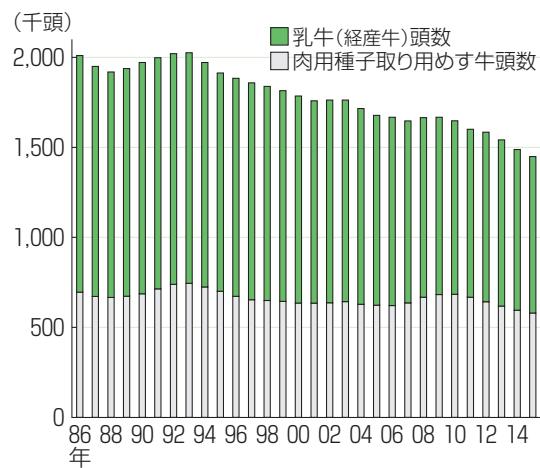
繁殖農家等が生産量拡大を計画してから牛肉生産量が実際に増加するまで、少なくとも2年半以上かかる。牛の妊娠期間は9か月強であり、出荷月齢は肉用種で平均29か月、乳用種でも平均21か月である。しかも、増頭する際は、肥育用めす牛を子取り用として育成・飼育し出荷を留保する割合

が高まることから、肉用牛として出荷されるめす牛が減少する結果、生産基盤が強化される際、一時的に牛肉生産量は減少することとなる(繁殖基盤が弱体化する際は、逆に生産量は一時増加する)。

3 繁殖基盤の弱体化

肉用種の生産量を規定する子取り用めす牛頭数は、変動はあるものの12年頃まで飼養頭数をおおむね維持してきた(第5図)。子牛価格は、ほとんどの期間、繁殖農家がその労働に見合った所得が得られるだけの水準以下で推移してきており、この状況は牛肉輸入自由化前後とも変わらない。肉用種

第5図 乳牛(経産牛)・肉用種子取り用めす牛の飼養頭数の推移



資料 農林水産省「畜産統計」

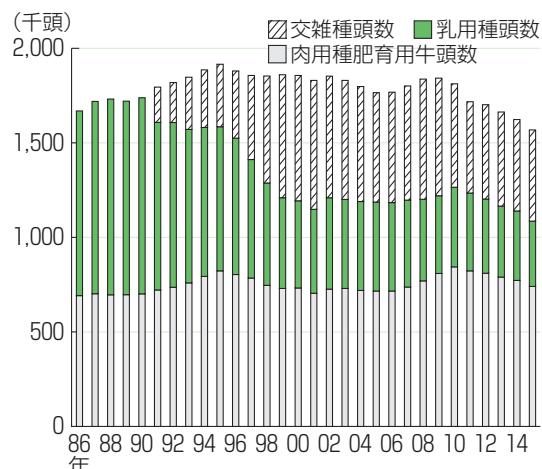
の子牛価格が生産費を上回ったのはこの30年間で2回(89~91年, 05~06年)のみであり、バブル期の和牛需要増大とBSE発生に伴う輸入牛肉の大幅減等によるものと考えられる(前掲第2図)。

子取り用めす牛が増加傾向を示したのは子牛価格が生産費を上回ってから2~3年後であり、子牛価格が生産費を上回れば子取り用めす牛は増加傾向を示す。しかし、12年以降も子牛価格が上昇しているにもかかわらず、繁殖基盤の増強がみられない。この要因は、07年以降は飼料価格の上昇により肉用種子牛の生産費が60万円/頭近くまで上昇しているためである。肉用種の子牛価格が現在の70万円/頭前後の水準で推移すれば、前2回のときと同様に市場原理がはたらき繁殖基盤は増強されようが、枝肉価格が現在のような高水準を維持できなければ肥育農家の購買(資金)力がやがて減衰し子牛価格は低下していく。自由化の前後にかわらず肉用牛価格と子牛価格は並

行に推移する傾向があるため、肉用牛の価格が低下するなかでも繁殖基盤を強化するには自給粗飼料給餌の拡大による飼料費等のコスト削減が不可欠となる。

一方、国内供給の半分以上を占める乳用種(含む交雑種)の供給源である乳牛(経産牛)頭数は、国内の生乳生産量の減少等に伴い減少基調で推移しており(第5図)、乳用種の出荷が今後減少することは容易に見通せる。実際に近年の肉用肥育牛の総飼養頭数は、この30年間では見られないペースで減少している(第6図)。現在の食肉の安定供給は経産牛の出荷増により支えられたものと考えるのが妥当であり、15年6月時点では国内供給量に大きな変化はないが、東京卸売市場での去勢和牛・乳用種去勢牛の格付け「B-2」「B-3」の枝肉取引成立数は前年同月比13.3%減少し、卸売価格は同33.8%上昇している。

第6図 肉用肥育牛の飼養頭数の推移



資料 第5図に同じ

(注) 2000年の交雑種の頭数は農中総研推計。

4 肉用牛生産農家の現状

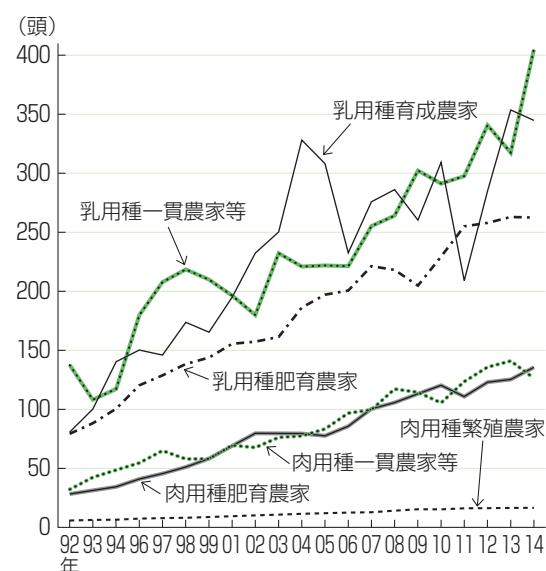
(1) 小規模な繁殖農家と規模拡大が進んだ育成・肥育経営

肉用牛農家は牛肉の自由化前から一貫して減少している。86年に286.6千戸であった肉用牛農家は15年には54.4千戸（86年の5分の1以下）と、生産基盤弱体化の一因となっている。

経営タイプ別の規模をみると、14年では肥育経営等は飼養頭数が100頭／戸を超えており、繁殖農家は16.5頭／戸にとどまっている（第7図）。乳用種については、育成・肥育とも順調に規模拡大している一方で、肉用種については、多数の小規模な繁殖農家が子牛を生産し、規模拡大した肥育農家が飼養する構造になっている。

繁殖農家の規模拡大が進まない理由とし

第7図 経営タイプ別の1戸当たり肉用牛飼養頭数



資料 農林水産省「畜産統計」
(注) 95, 00年については未記載。

ては、元々主に農耕用牛として農家が飼養してきた経緯があること、十分な粗飼料基盤の確保が難しいこと、また交配時期の見極めや出産・哺育等デリケートな技術が求められることがあげられる。

(2) 求められる生産性向上と一貫農家の増加

規模拡大のメリットが顕著に現れるのが労働時間短縮、すなわち労働生産性の向上であり、地域の人口や農家が減少するなか我が国農業にとって重要な課題である。一方、繁殖農家では規模拡大がそれほど進まず、86年から13年にかけての労働時間短縮も24.5%にとどまっている（第2表）。繁殖農家における規模拡大による子牛1頭当たり労働時間減少は13年度の生産費調査の規模別区分でも確認でき、繁殖農家における労働費は全算入生産費の28.8%を占め、飼料費（同35.1%）の次に多い。労働費の削減による低コスト化効果は大きい。

繁殖農家の規模拡大の遅れに加え、肉用

第2表 肉用種飼養規模拡大と労働時間との関係

（単位 頭、h）

		86年 (a)	13年度 (b)	(b/a)
肉用種繁殖経営	年間出荷頭数	3.2	10.2	3.188
肉用種繁殖経営	子牛1頭当たり労働時間	165.6	125.1	0.755
肉用種肥育経営	年間出荷頭数	9.3	40.1	4.312
肉用種肥育経営	肥育牛1頭当たり労働時間	86.4	49.3	0.571
乳用種育成経営	年間出荷頭数	73.5	395.3	5.378
乳用種育成経営	子牛1頭当たり労働時間	14.8	6.5	0.439
乳用種肥育経営	年間出荷頭数	34.6	131.6	3.803
乳用種肥育経営	肥育牛1頭当たり労働時間	32.7	15.7	0.480

資料 農林水産省「畜産物生産費」

(注) 1 99年度から調査期間が変更したため86年は暦年、13年は年度である。

2 乳用種育成経営の86年については調査開始時(89年)の数値。

種・乳用種とともに一貫農家の拡大が進んでいない。繁殖・育成と肥育農家が分かれているため子牛市場が形成されているが、子牛価格の変動が大きく、子牛生産・育成農家（出荷者）や肥育農家（購買者）双方の経営にとっての不安定要素となっている。粗飼料を多給し充実した牛の身体形成を主とする繁殖・育成経営と、濃厚飼料を多給し増体を図る肥育経営との間では飼養管理方針が異なる。このため同一の農家が両方を適切に行うには高度な技術力等が求められるが、経営的により安定した肉用牛農家を育成していくには一貫農家の増加が求められる。

5 生産基盤強化に向けた取組み

（1） 酪肉基本方針における施策の方向

前述のとおり、酪肉基本方針は酪農および肉用牛生産の振興について農林水産省が中長期ビジョンを示したものであり、政策の一貫性を担保するものともいえる。今回決定された酪肉基本方針では、酪農および肉用牛について畜産クラスターの継続的推進により地域全体で所得を向上させて生産基盤を強化することを大きな柱としている。先般行われた16年度政府予算にかかる農林水産省の概算要求でも、畜産クラスター関係予算が一つのポイントと位置付けられ、354億円（15年度比279億円増）の要求が行われた。また、個別施策の方向は第3表のとおりであり、飼料用米の利用拡大や輸出

第3表 酪肉基本方針（2015年3月決定）における肉用牛関連施策の方向（概略）

施策の方向	
担い手（人手不足）	新規就農者の確保と担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者等への離農農家の経営資源の円滑な継承、研修の充実・強化 ○職業として魅力を高める放牧の推進 ○法人化等による経営能力・飼養管理能力の向上 飼養管理の省力化・分業化による労働負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ○ロボット技術やICTの活用等による省力化 ○コントラクター等外部支援組織の活用による分業化
繁殖基盤対策	生産構造の転換による規模拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○各経営における省力化・分業化を通じた規模拡大の推進 ○キャトル・ブリーディング・ステーション（肉用牛繁殖ステーション）の整備 ○繁殖・肥育一貫経営の推進 肉用種生産の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○受精卵移植技術等の活用 生産性向上 <ul style="list-style-type: none"> ○新技術を活用した家畜改良と適正な飼養管理の推進 ○飼料の低減に資する肥育期間の短縮
飼料費削減対策	国産粗飼料の生産・利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○コントラクター等の活用による高品質・低コストな粗飼料生産の推進 ○草地の生産性向上 飼料用米の利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○耕種農家との需給マッチングを進めるための取組推進 ○配合飼料工場等を通じた供給体制の整備 放牧の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○荒廃農地を活用した肉用種繁殖牛放牧の推進
需要拡大対策	消費者ニーズに応じた畜産物の供給 <ul style="list-style-type: none"> ○霜降り肉に加え適度な脂肪交雑の牛肉等多様な肉用牛・牛肉生産の推進 輸出の戦略的な促進 <ul style="list-style-type: none"> ○日本畜産物輸出促進協議会を活用したハラール認証取得への支援等輸出戦略に沿った取組推進 流通の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ○家畜市場や産地食肉センターを中心とした食肉処理施設の再編整備の促進

資料 筆者作成

の戦略的促進のように新たに打ち出された内容も含め、生産基盤弱体化への対応として体系だって打ち出されている。

（注6）畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。

（2） 宮崎県における生産基盤強化の取組み

肉用牛生産において繁殖、肥育とも主要

産地である宮崎県では、生産基盤強化に向けた生産現場での取組みを本格化させていく。

JA宮崎中央では、高齢化や生産者不足による繁殖農家の飼養戸数や子牛・肉用牛出荷頭数の減少懸念に対処するため、06年に宮崎県、宮崎市とのプロジェクト会議を発足させて検討を重ねるとともに、組合員の意向調査や県内の他産地の視察を行った。07年には、総代会において、生産者の労力軽減、肉用種繁殖基盤の維持・強化、担い手確保・規模拡大による担い手対策を目的とした「畜産団地の取組み」の承認を受けた。

その後この構想に基づき、入植者の募集や建設用地取得等にかかる諸課題を解決のうえ、11年に繁殖経営を行う中核農家の育成を図るための入植施設の運営を開始した。^(注7)入植施設は、2地区に7棟の子取り用めす牛50頭を飼養できる規模の畜舎であり、非農家子弟を含む7戸の新規就農者を大規模繁殖農家として確保・育成している。

また、同JAでは同構想に基づき15年に繁殖農家から子牛の育成を受託することで、その育成負担を軽減し繁殖農家の規模拡大を促すキャトルステーション（子牛育成農場、300頭規模）や、JA自身が肉用種子牛を生産する繁殖センター（200頭規模）を隣接して設置し運営を開始した。繁殖センターで生産された子牛はキャトルステーションで育成されることから、両センターを合あわせるとキャトル・ブリーディング・ステーションとしての機能をもつ。JA自身が繁

殖経営を行うことにはJA全体の損益に影響を与える可能性があるが、生産基盤を維持・強化するため一定の不安要素を背負ってでも農業の基盤強化に取り組まざるを得ない状況を見越していた。

同JAも自身の経営への影響を考慮し、本構想の検討段階から連合会、宮崎県、宮崎市とも相談・連携しつつ対応を進めてきた。肉用牛をはじめとする畜産の主産地である宮崎県においては、かなり早い段階でJAならびに連合会が今日の情勢を予見し、肉用牛の生産基盤の強化に向け対応してきている。10年に発生した口蹄疫により、宮崎県では肉用牛生産も飼養頭数が約2割も減少する大きな被害を受けたが、このような努力の積み重ねの結果、全国の肉用牛飼養頭数が減少するなかでも当県の飼養頭数は維持されている。

(注7) 畜舎をJAが建設し入植する繁殖農家にリースするもので、繁殖経営にかかる損益は入植者に帰属する。繁殖牛についてもJAからの預託牛貸付制度が利用でき、入植農家は初期投資を抑えることができる。

6 肉用牛生産の意義

酪肉基本方針では、荒廃農地を活用した肉用種子取り用めす牛の放牧推進が打ち出されている。また、肉用牛生産に伴う堆肥の発生は規模拡大のネックの一つとなっているが、2010年農林業センサスでは、肉用牛生産は堆肥による土づくりに貢献していることから、環境保全型農業の取組割合が54.1%と野菜作（同70.9%）、酪農（同60.7%）

に次いで花き作（同54.9%）とほぼ同水準の高い作目として評価されている。このように肉用牛生産は農地の保全や地力維持の役割もあり、耕種農業も含めた農業全体の発展、食料の安定供給や環境保全への貢献度が大きい農業部門である。

さらに、最新の総務省「産業連関表」（11年）によれば、食肉生産の生産誘発効果は乗用車生産と同水準で、全産業（190部門）のなかでもトップクラスの第6位である。食肉部門の生産増加は他産業にも大きく波及し、全産業の生産額は食肉部門の生産増加額の約3倍増加する。肉用牛の生産基盤の維持は、わが国農業の発展等にとどまらず、地域経済の活性化や経済成長にとっても重要な課題と位置付けられる。翻ってみると、裾野の広い産業であるからこそ、その基盤強化には多くの関係者や他産業との連携・協力が不可欠であり、畜産クラスターを生産基盤強化の柱とした今回の酪肉基本方針の考え方は評価できる。

一方同センサスでは、肉用牛の系統出荷

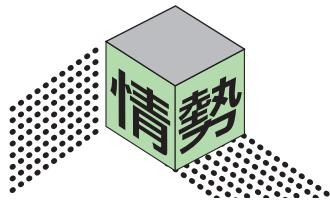
（販売額第1位の出荷先が農協の割合）は69.2%と酪農（同82.8%）、水田作（同74.2%）に次いで高く、飼料供給等の役割も考え併せると、畜産クラスターにおける農協の果たす役割は大きい。TPP交渉の結果、牛肉関税のさらなる引下げが合意され経営環境は一層厳しくなる見込みであるが、農協をはじめとする系統組織は、肉用牛生産に関わる組合員に寄り添い、生産基盤強化に向けて持ちうる全ての機能を発揮し、地域の実情に応じ積極的に取り組んでいく必要があろう。

＜参考文献＞

- ・安藤光義編著（2013）『日本農業の構造変動—2010年農業センサス分析—』農林統計協会
- ・畜産経営対策部（2012）「肉用子牛の価格形成—牛肉自由化以降は外部要因を大きく反映—」『畜産の情報』6月号
- ・農林水産省（2004）「国内農業の体质強化に向けて」
- ・農畜産業振興機構編著（2013）『日本の肉用牛経営—輸入自由化から20年を経て—』農林統計出版
- ・平田郁人（2015）「生乳生産基盤の強化に向けた生産現場での取組み」『農中総研 調査と情報』Web誌50号、9月（6～7頁）

（ひらた いくひと）





築地市場の豊洲移転と移転に向けた準備状況

研究員 亀岡鉱平

はじめに

首都圏の水産物消費地市場の中核である築地市場は、2016年11月に豊洲へと移転し、新たに豊洲市場が開場する予定である。本稿では、移転に至る経過や水産物流通に占める現在の築地市場の地位について確認したうえで、築地市場と豊洲市場の違いや市場内業者の移転に向けた準備状況等の情報を整理する。これらを通じて、市場移転をおよそ1年後に控えた現状について紹介する。

1 築地市場の歴史と移転決定までの経緯

(1) 移転計画の登場

江戸時代以来の日本橋魚河岸を源流とする現在の築地市場が開場したのは1935年である。その後取扱量の増大に伴い設備の増強が適宜図られてきたが、施設の老朽化・狭隘さが目立つようになり、次第に抜本的な対策が求められるに至った。そのあり方をめぐって、80年代以降築地市場は移転と再整備の狭間で大きく揺らいだ。

はじめに大井市場への移転・機能分散の

話が持ち上がったが、80年代に頓挫した。その後88年に「築地市場再整備基本計画」が公表され、移転ではなく再整備の方針が採られ、実際にこの計画に基づいて工事も着手された。しかし、96年頃に工事と市場業務の両立が難しいこと等を理由としてこの再整備工事は中断し、これを機に対応方針は再整備ではなく移転に傾いていった。

移転先候補地が模索されるなかで、豊洲への移転という方針を明確に打ち出したのは東京都「第7次東京都卸売市場整備計画」(01年)である。その後東京都は「豊洲新市場基本構想」(03年)を経て、「豊洲新市場基本計画」(04年)等を決定・公表した。これらの計画が現在に至るまで移転計画の基礎となっている。

(2) 土壌汚染問題への対応

豊洲移転の方針が固まってきた2000年代前半に新たに浮上した問題が豊洲地区の土壌汚染問題である。かつて東京ガスのガス工場が所在していたことが土壌汚染の原因であり、マスコミによって大きく取り上げられると、都は対応を余儀なくされた。

都は専門家による会議等を設置し、対策の検討を本格化した。その結果、都は、①土壌汚染に関しては土壌の入れ替え・盛り

土等によって浄化が可能であり、②地下水汚染に関しては地下水の水位をコントロールすることで汚染の表出は防止可能であるとの結論に至り、これにより汚染問題は一応の決着をみた。

(3) 移転の正式決定

土壤汚染問題に一応の解決が図られた後、10年に当時の石原慎太郎都知事が移転を表明（用地取得費の執行を表明）し、以後、東京都「豊洲新市場整備に伴う市場業者への移転支援の基本的な考え方」公表（11年）、移転を念頭に置いた内容の同「第9次東京都卸売市場整備計画」策定（12年）、豊洲市場の工事入札・再入札（13年11月～14年2月）、と移転に向けた対応が一気に具体化していく。14年2月28日には豊洲市場の工事起工式が執り行われ、15年7月には、①豊洲市場の開場日は16年11月7日であること、②新市場の名称は「東京都中央卸売市場豊洲市場」となることが都から発表された。ただし、年末商戦に向けて各社在庫量を増やして準備に入る繁忙期であることから、11月という移転タイミングに対する卸売業者の評判は芳しくない。

2 現在の築地市場の概況

(1) 国内水産物流通における築地市場の地位

ここで現在の築地市場における水産物流通の状況について整理したい。第1表によると、12年時点の国内における水産物の総流通量6,432千トンに対して、東京都中央卸売市場^(注1)の1つである築地市場の水産物取扱量は493千トンであり、国内総流通量に占めるシェアは7.7%である。都内中央卸売市場全体の取扱量が同年において524千トン、シェア8.1%であることから、都内において市場を経由して流通している水産物のほとんどは築地市場を経由したものであることが分かる。また、長期的には、国内総流通量の減少に伴い築地市場の取扱量も相当に減少してきた。しかし、国内全体として市場経由率が89年の74.6%から12年の53.4%へと大きく低下したのに比べると、築地市場のシェアは同時期に8.9%から7.7%への低下にとどまっており、水産物流通における築地市場の地位の強固さがうかがえる。

(注1) 東京都中央卸売市場は、築地市場の他に大

第1表 全国の水産物流通量と築地市場の地位

(単位 千トン、 %)

	国内 総流通量 (A)	市場 経由量 (B)	市場 経由率 (B/A)	中央卸売 市場の 取扱量 (C)	中央卸売 市場 シェア (C/A)	都内中央 卸売市場 の取扱量 (D)	都内中央 卸売市場 シェア (D/A)	築地市場 の取扱量 (E)	築地市場 シェア (E/A)
89年	8,744	6,520	74.6	5,651	64.6	868	9.9	782	8.9
12	6,432	3,436	53.4	2,790	43.4	524	8.1	493	7.7

資料 農林水産省「卸売市場データ集(平成26年度版)」、東京都中央卸売市場「東京都中央卸売市場年報水産物編」各年

(注) 1 塩干・加工品の取扱量は原魚換算している。

2 中央卸売市場の取扱量には、転送分を含んでいる。

田市場、足立市場等合計11ある。

(2) 区分ごとの取扱数量・金額の推移

次に築地市場における部類別取扱数量・金額（第2表）を見ると、取扱数量・金額が大きいのは鮮魚、冷凍魚、加工品である。また全体として取扱数量・金額とも減少傾向にあるが、部門によってその程度には差がある。主要3部門の中では、冷凍魚および加工品の減少が著しい一方で（06年から14年にかけて、数量でそれぞれ△29.0%、△28.4%）、鮮魚の減少は大きくない（同時期に数量△5.2%）。

(3) 輸入品の取扱い

築地市場における輸入品の入荷状況は第3表のとおりである。出荷地に関して統計上輸入と国内の区分がなされている品目は21に限られているが、そのなかでは、冷凍

エビ類（主に東南アジア産）が数量・金額ともに最も大きい。また、近年の消費動向を反映して、アトランティックサーモンを含むサケ・マスの取扱いも多い。

(4) 搬出先の状況

築地市場からの水産物搬出先は第1図のとおりである。搬出先としては専門小売店（鮮魚店等）が最も多く22%であり、食料品スーパー17%、業務用（外食店等）13%と続く。これらに続いて多いのが、他の卸売市場への搬出、すなわち転配達である（12%）。

(5) 市場内業者の概況

現在の築地市場内業者の状況を整理したのが第4表であり、各業種の団体が都の新市場建設協議会等に出席し、移転に向けた話し合いを進めてきた。

移転に関して最も慎重な立場をとってき

第2表 築地市場の部類別取扱数量・金額

（単位 千トン、百万円）

		総量	鮮魚	活魚類	貝類	冷凍魚	淡水魚	海そう類	加工品
06年	数量 金額	572.6 489,842	161.1 142,774	12.6 18,261	36.9 36,734	143.5 142,639	1.9 2,516	8.7 3,317	208.1 143,602
14	数量 金額	452.4 435,023	152.7 141,041	12.5 16,563	28.5 33,247	101.9 115,932	1.3 2,297	6.5 3,134	149.1 122,809
増減率 (06-14)	数量 金額	△21.0 △11.2	△5.2 △1.2	△0.8 △9.3	△22.8 △9.5	△29.0 △18.7	△31.6 △8.7	△25.3 △5.5	△28.4 △14.5

資料 東京都中央卸売市場ホームページ「市場統計情報」

(注) 四捨五入のため合計値が合わない場合がある。

第3表 築地市場における輸入品取扱い(2014年)

（単位 トン、万円）

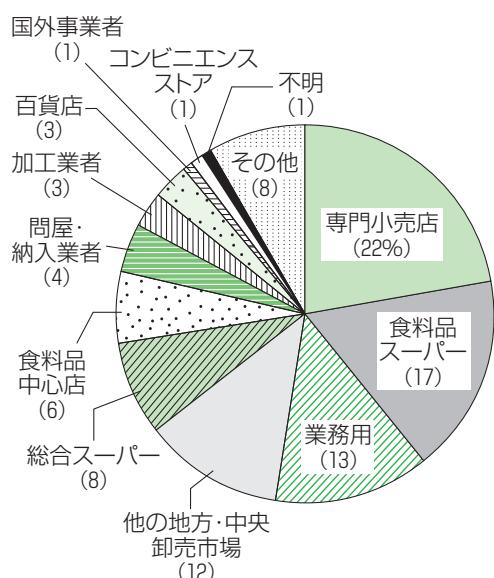
	総計	鮮魚					冷凍	
		マグロ類	サケ・マス	ウニ	エビ類	その他	エビ類	スルメイカ
数量 金額	14,543 2,837,048	1,917 462,005	4,724 646,466	571 534,163	35 14,022	2 147	7,268 1,179,255	26 990

資料 第2表に同じ

(注) 鮮魚の「その他」は、タチウオ、ヒラメ、ワタリガニ。

たのは仲卸業者である。仲卸業者は、その多くが零細事業者であり、売上高3億円以下の事業者が大半である。さらにこの規模の事業者は経常赤字会社、債務超過会社の

第1図 築地市場からの搬出先



資料 東京都中央卸売市場「平成26年度市場流通推計調査報告書」
(注) 14年12月8日0時から11時までの取扱量1,685トンの搬出先を示す。

第4表 市場別市場関係業者数

(単位 社、人)

業種	数	団体
水産物部		
卸売業者	7	東京都水産物卸売業者協会(卸協会)
仲卸業者	622	東京魚市場卸協同組合(東卸)
売買参加者	292	東京魚市場買參協同組合(買參組合)
買出入人	約1万	東京都中央卸売市場買出入団体連合会
関連事業者	159	築地市場関連事業者等協議会(築関連)

資料 東京都中央卸売市場築地市場「築地市場概要 平成26年度版」
(注) 1 業者数は14年4月1日現在のもの(仲卸業者数のみ15年7月時点の数)。
2 青果物部に関しては記載を省略したが、関連事業者に関しては青果物関連事業者も含む。

第5表 築地市場水産物部仲卸業者の経営状況(売上高)

(単位 社、%)

	1億円未満	1~3	3~5	5~10	10~30	30億円以上
集計業者数	178	192	80	73	46	14
経常赤字会社(割合)	103(57.9)	82(42.7)	20(25.0)	13(17.8)	6(13.0)	0(0.0)
債務超過会社(割合)	122(68.5)	101(52.6)	31(38.8)	19(26.0)	6(13.0)	0(0.0)

資料 東京都中央卸売市場「仲卸業者の経営状況」(2015年)

(注) データは仲卸業者の事業報告書(13年1月1日から同年12月31日までに終了した事業期間にかかるもの)に基づき集計されたもの。

割合が高い(第5表)。仲卸業者の多くは移転時の設備投資・更新にかかる金銭的負担感を強く感じており、移転事業を仲卸業者の統廃合を進めるものとして否定的に捉えてきた。その後態度を軟化させ現在に至るもの、卸協会が当初から移転を受け入れる姿勢を示していたのとは対照的である。

3 豊洲市場の新機能

(1) 現在の卸売市場政策の潮流

築地市場の豊洲移転は、現在のわが国の卸売市場政策とも密接に関連している。

卸売市場法に基づき定められた現行の農林水産省「第9次卸売市場整備基本方針」(10年)は、今後の方針の1つとして、「コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応」を挙げている。食の安全・安心あるいは品質の維持といった観点からコールドチェーン(流通過程での低温維持)が重視されており、卸売市場施設に関しては、「大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること」として

いは品質の維持といった観点からコールドチェーン(流通過程での低温維持)が重視されており、卸売市場施設に関しては、「大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること」として

温度管理が可能な閉鎖型施設の整備が強調されている。ニーズ対応についても、例えば「よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、（中略）整備・配置を推進すること」などと述べられている。

以下取り上げる豊洲市場の3つのコンセプトからもわかるように、豊洲市場は、築地市場に欠けていたこれらの要素を取り込んだ、現在の卸売市場政策に適合的なもの（注2）となっている。

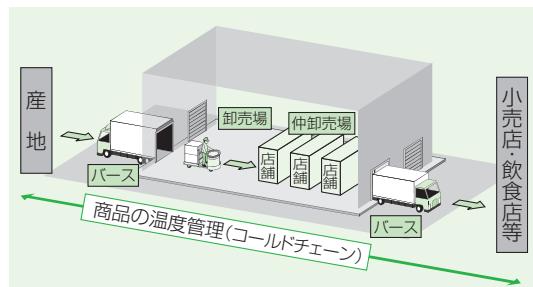
（注2）関連して、築地市場の豊洲移転は、大手量販店・外食チェーン向けの対応力向上を目的としたものであり、市場を単なる物流拠点に転化するものとも評されている。三国（2009, 2011）参照。

（2） 食の安全・安心

第一のコンセプトである「食の安全・安心の確保」に関して、豊洲市場では、市場施設を閉鎖型施設とし、コールドチェーンを実現することが企図されている。水産卸棟は10度まで、水産仲卸棟は25度まで温度を下げるができるようになる。温度管理だけでなく、施設内の物流についても、場内にトラックは立ち入らないようにし、排気ガスが出ない電動車を使用するといった配慮もなされる予定である（第2図）。

現在の築地市場は開放型で温度管理はできない構造になっているが、これまで温度管理の不備が理由で食の安全が脅かされる事態が頻発していたわけではない。しかし、高度な衛生管理を求める量販店等が施設面

第2図 豊洲市場の閉鎖型施設の内容



出典 東京都中央卸売市場「築地市場の移転整備疑問解消BOOK」(2009年)を基に筆者加筆

の不備を理由に築地市場から離れていったとも言われており、閉鎖型施設への移行には、単に時代の要請というだけではなく卸売市場の地位回復の意図も込められている。また、閉鎖型施設となることで施設維持にかかる電気代が上昇するため、市場内業者が負担する市場利用料は値上がりすると見られている（具体的な価格は現時点では不明）。

（3） 物流の効率性

第二のコンセプトである「効率的な物流の実現」に関して、豊洲市場では、卸売業者間における市場内物流の共同化が目指されている。共同化とは、卸売業者が荷物の情報を一元・共有化し、同時に配送できるものはまとめて配送することである。

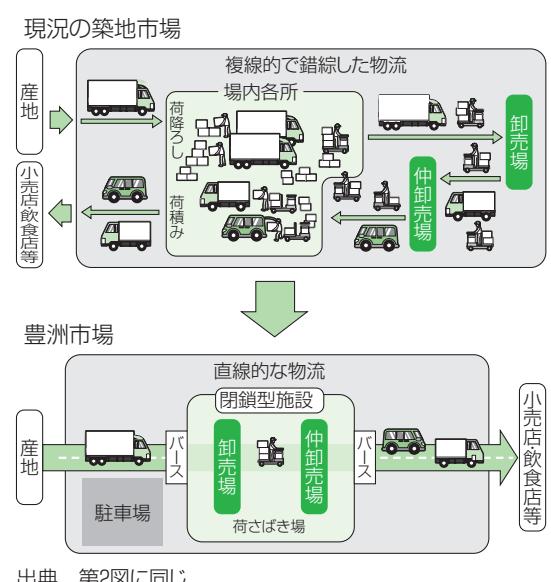
この意義について理解するためには、まず現状の築地市場の物流の特徴から理解する必要がある。築地市場の市場内物流の特徴として、各卸売業者がそれぞれ独自に荷物を管理し、物流を行っている点が挙げられる。荷物の積み下ろし場所の厳密な指定はなく、各業者が適宜空きスペースを利用して行っている。また、これらの物流を担

っているのが小揚と呼ばれる市場内物流の専門業者であり、彼らは市場内物流に関する特殊なノウハウ（どこに何があるか、どうすればいち早く配達できるか等）を有している。限られた面積の市場の中で、各卸売業者が複線的な物流を行っているのが現在の築地市場の物流であり、これによって固有の商慣習が生まれ、築地独自の文化が培われてきた半面、高い物流コストの原因ともなっている。

なぜ豊洲市場では市場内物流のあり方を刷新し物流を共同化しなければいけないかというと、豊洲市場の施設構造の2つの特徴が関係している。

第一に、豊洲市場においては、市場が閉鎖型施設であることを前提として、トラックの搬入は所定のバース（発着場）のみに限られるようになり、現在の築地市場のように空きスペースを柔軟に利用するという方法を採ることはできなくなる（第3図）。

第3図 築地市場と豊洲市場の物流の対比



この数の限られたバースを効率的に利用するためには、各卸売業者はトラックの誘導から荷降ろし、場内での配送について共同化に着手せざるを得ないのである。

第二に、豊洲市場は、市場部分が一体的で地上1階のみの築地市場とは構造が異なる。まず、水産仲卸棟（6街区）、水産卸棟（7街区）はそれぞれ別の区画とされる（第4図）。また、各棟は立体的な施設となり、水産卸棟は1階が鮮魚やマグロのセリ場、3階が塩干加工品売場、4階が転配送センターとなる。仲卸棟は1階が店舗、3階が買出入の駐車場となる。特に施設が立体化するのは大きな変化であり、総面積は豊洲市場のほうが広くなるが、従来のような各事業者独自の物流は行きづらくなる。例えば、階層ごとにこれまでどおりの物流を行うための人員を配置することはコスト面・スペース面から難しい。同様に限られたエレベーターを用いて階層間の上下移動をすることも考えると、やはり業者横断的に物流を共同化せざるを得ないのである。

共同化に関するオペレーションの詳細はなお検討中であり、具体的に明らかになつ

第4図 豊洲市場の施設配置図



出典 東京都中央卸売市場「第65回東京都卸売市場審議会（2010年）」資料を基に筆者加筆

ていることはほとんどないが、共同物流を担う組織として、卸各社の出資により株式会社水産卸ビジネスサポートが設立された。

また、物流の変更点は共同化だけではなく、豊洲市場ではトラックの入退場の情報管理、トラックが積載する荷物の情報管理といった情報技術の全面活用にも新たに取り組まれる予定である。

(注3) 別の区画に分かれ、それぞれの間の距離が現在より離れることで、これまで魚と野菜を同時に仕入れてきた外食店の利便性は損なわれると言われている。

(注4) 一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構
(2015)『OPRTニュースレター』72号、6月、(1頁)

(4) 卸売市場に対するニーズの多様化

他に、豊洲市場では、第三のコンセプトである「多様なニーズへの対応」として、加工・パッケージ機能、転配送機能、仕分け・一時保管、情報化の諸点の強化が進められる予定である。加工・パッケージ機能

の充実は、バックヤード維持に負担感をおぼえているスーパーのニーズに対応するものである。一般的に鮮魚部門のバックヤード維持は、スーパーにとって設備面・人材面において負担であり、スーパーが丸魚を消費地市場で買い付け、自分で切り身等に加工することは難しくなってきている。そこで、豊洲市場が加工工程の一部を引き受けることで、スーパーとの取引を拡大・取り戻すことが期待されているのである。

なお、以上の内容を中心に築地市場と豊洲市場の違いを整理したのが第6表である。

4 移転に向けた準備状況

(1) 卸売業者の対応

ここで、当研究所が築地市場水産物部の卸売業者7社のうち5社を対象として15年6月に実施したヒアリングに基づき、卸売業者の移転に向けた対応状況をまとめると。

移転に関して、卸売業者の関心は、既述の市場内物流の共同化にある。現在、各社が集まって共同化の具体的あり方についての検討・調整が進められているのだが、現時点では何をどこまでどの程度共同化するのかに関して、確定している事項は少ないという。調整が進まないのは、①卸各社の企業としての規模の違い（上場企業もあれば非上場企業もある）、②水産卸としての重点部門の違いにより、共同化にあたっての費用負担や人員提供のあり方について業者ごとに考え方方に相違があるためである。

第6表 築地市場と豊洲市場の設備面の比較

	築地市場	豊洲市場
敷地面積	23ha	40.7ha
施設条件	開放型、平面式	閉鎖型、立体式
温度管理	温度管理不可(低温売場有)	水産卸棟10度、水産仲卸棟25度
施設配置	業種ごとの区分なし	業種ごとに別区画に配置
情報連携	各企業単位での部分最適	物流の共同化(水産卸)
車両管理	入退場管理なし	入退場管理あり
荷捌き所	場所指定なし	場所指定あり
取扱数量	1,685トン/日	2,900トン/日
その他		加工・パッケージ機能の強化等

資料 一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構「OPRTニュースレター」72号(2015年6月)2頁の表を参考に筆者作成

(注) 取扱数量につき、築地市場については14年12月8日0時から11時の取扱数量実績(東京都中央卸売市場「平成26年度市場流通推計調査報告書」)。豊洲市場については想定量(東京都「豊洲新市場基本計画」[2004年])。

物流の共同化の難しさは、従来の市場内物流部門の整理の難しさとしても表れている。卸売業者の中いくつかは、前述の小揚業者を子会社として所有している。したがって、共同化は小揚業部門の整理を意味しており、自身の事業体制全体の見直しにも直結する問題である。物流の共同化が必須であるとしても、各卸売業者の経営に関わる問題であるため、調整が進みづらいのである。また、従来の築地市場において各卸売業者が蓄積してきた物流ノウハウは、それ自体が利益を生み出してきた企業秘密の一種であり、それをオープンにして共同化するのはハードルが高い面が否めない。

以上のように、物流の共同化に関しては現在なお調整中の段階であるが、ある程度具体化し次第、仲卸業者、運送業者といった他業種との調整が始まる予定である。特に地方から発送される積荷の情報化のためには、積荷に付されるICタグの使用方法等の実務的な調整を要する。この点に関して、荷物を梱包する産地との連携も必要と思われるが、この段階の協議はさらに先になる見通しである。

(2) 仲卸業者の対応

既述のとおり、統廃合という形で最も移転の影響を被るのが仲卸業者である。現在ある622事業所のうち少なくとも45事業所が移転までに廃業することが明らかとなつ^(注5)ている。また、15年8月8日には、豊洲市場での仲卸店舗配置抽選会が行われ、移転後の店舗配置が決定した。

仲卸業者が事業を継続するか否かを判断する際のポイントとなったのは、①移転にかかる費用の負担感、②水産業・水産物消費全般の将来的見通しに対する評価、③同業者の動向、④営業権の売却益に対する評価等であると考えられる。廃業する仲卸業者の統合をスムーズに進めるために、東京魚市場卸協同組合（以下「東卸」という）は、廃業意向の業者と事業継続意向の業者の間での営業権譲渡のマッチングを実施してきた^(注6)。

量販店対応力向上を目指す豊洲市場の基本構想は、目利き力を發揮し専門鮮魚店や料亭等のプロを相手とすることを得意としてきた仲卸業者にとって、基本的に適合的なものではない。このような情勢において、仲卸業者の中には新たに輸出に取り組もうとしている業者もあり、東卸とジェトロは「築地市場国際化研究会」を立ち上げ、特にベトナム向けの輸出拡大を模索している。

(注5) 日刊水産経済新聞（15年7月27日付）。

(注6) なお、卸売業者の多くは、仲卸業者の統廃合によって自身が被る影響は小さいと見ている。仲卸業者に廃業が生じてもその分が別の業者に統合されるため、仲卸業自体の厚みが減じるわけではないと考えているからである。

(3) その他

まず、移転事業の主体であり市場の開設者である東京都は、市場事業者向けに利子補給事業等を設け、移転時に必要となる資金負担の軽減化を図っている。

次に、市場に併設される一般客向けの複合商業施設である「千客万来」施設については、14年2月に事業予定者2社が決定し

たものの、その後相次いで辞退する事態となり、現時点で既に豊洲市場との同時オープンは難しい情勢となっている。

また、築地市場の跡地利用に関して、敷地の一部には環状第2号線が開通する予定である。これは東京オリンピックの会場と都心を結ぶための道路である。^(注7)

最後に、現在の築地場外市場（築地場外周辺に位置する飲食店・専門店群）は、現在地にとどまることが決定している。また、仲卸業者の中には、築地にほど近い銀座等にある外食店との取引を継続するために、場外市場への共同出店という形で築地での事業継続を模索する業者も存在する。^(注8)

(注7) 日本経済新聞（14年12月18日付）地方経済面（東京）15頁。16年11月という移転時期は、この道路整備に要する工期を逆算して決定されたとも言われている。

(注8) 日本経済新聞（14年11月15日付）地方経済面（東京）15頁。

おわりに

ヒアリングの際に、市場関係者から今回の市場移転に伴い想定される水産物流通の変化として次の2点の指摘を受けた。

一つは、移転が周辺地域の消費地市場にどのような影響をもたらすかである。豊洲市場の取扱量は、他の消費地市場の取扱量に直接的な影響を与えると考えられる。

もう一つは、産地に与える影響についてである。仮に量販店対応へのシフトが強ま

るとすると、多様な魚種を少量ずつ扱うことより、定番の少数の魚種を大量に扱うことが市場に求められることになる。これは、産地市場における漁獲物の市場評価に関わる問題である（例えば地域固有の魚種に対する評価の低下が起こるかもしれない）。

これらに加えて、最後に、筆者からは2つの論点を挙げたい。

第一の論点は、卸売業者の物流共同化がどの程度達成されるかである。物流共同化は、単に物流コストの抑制や効率化にとどまる問題ではなく、コールドチェーンに対応した豊洲市場の設備をどの程度有効に活用できるかという点に関わる問題であり、ひいては豊洲市場に対する実需者の評価に直結している。

第二の論点は、量販店対応の強化がどれほどの効果をもたらすかである。大手量販店は独自のコールドチェーンを整備することで、卸売市場に依存しない仕入れ体制を既に構築している。豊洲移転で市場への回帰が期待できるのは、現実的には中小規模のスーパーに限られるように思われる。

＜参考文献＞

- ・三国英実（2009）「卸売市場再編と築地市場移転問題」『農業・農協問題研究』41号、5月（2～16頁）
- ・三国英実（2011）「築地市場移転問題と卸売市場の再編」『経済』187号、4月（114～128頁）

（かめおか こうへい）

書籍案内



EUの農協 役割と支援策

ヨス ベイマン
コンスタンチン イリオポウロス
クライン J ポッペ
株式会社農林中金総合研究所
海外協同組合研究会 訳
編著

A5判237頁 定価2,500円（税別）農林統計出版（株）

本書はEU加盟諸国の農業協同組合について包括的な情報を提供するものである。日本語のこの種の書籍としては十数年ぶりであり、欧州北西部における合併進捗・国際化・外部資本利用や、2000年以降に加盟した中東欧諸国における農業者の組織化の遅れなど、この間の変化が包括的に捉えられている点が大きな特色である。

EUでは近年、小売や食品など川下部門に対する農業部門の地位を高めることが課題となつておる、その主要な対策の一つとして協同組合など農業者の組織化とそうした組織の権限強化に注力している。農産物の生産や価格の決定を市場に委ねる方向で共通農業政策の改革が進む一方、小売や食品など川下部門では少数の大企業への集中が強まっているためである。

EUの行政府にあたる欧州委員会は農協への支援策を検討する基礎情報を得るために、EU全体および加盟各国における農協の実情と既存の政策を調査するための大型研究を委嘱した。研究はワーゲニングセン大学を中心とするEU各国の大学・研究機関からなるコンソーシアムによってなされ、78冊の各種報告書（国別、農業部門別、各種テーマ別など）が作成された。本書はそれらに基づく最終報告書の全訳である。

本書では制度的環境、フードチェーンにおける地位、内部ガバナンスをおもな分析軸として、農協の発展の現段階と支援策の状況を分析している。その結果、農協の果たしている役割や、法制度の柔軟性や解釈上の安定性が重要であること、社会関係資本と人的資本の重要性などが示された。

主 要 目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 プロジェクトの構成と方法論
- 第3章 EU加盟諸国における農業協同組合の概況と統計
- 第4章 農業の8部門における協同組合の実績
- 第5章 内部ガバナンス
- 第6章 フードチェーンにおける地位
- 第7章 国際協同組合と多国籍協同組合
- 第8章 制度的環境：歴史、社会および文化的側面
- 第9章 制度的環境：法的側面と政策支援措置
- 第10章 主な結論および対抗力に関する合意
- 第11章 実務に関する結論

購入申込先……………農林統計出版（株） TEL 03-3511-0058
問い合わせ先……………（株）農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700

統 計 資 料

目 次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2010. 8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700
2011. 8	41,519,060	5,267,689	20,833,815	4,514,003	39,608,801	14,404,304	9,093,456	67,620,564
2012. 8	43,162,601	4,904,809	22,663,355	3,339,030	44,790,290	15,913,424	6,688,021	70,730,765
2013. 8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100
2014. 8	51,045,710	3,853,777	28,249,138	9,975,475	50,697,759	17,183,715	5,291,676	83,148,625
2015. 3	53,161,306	3,564,315	34,654,333	6,253,774	59,737,736	18,989,407	6,399,037	91,379,954
4	53,674,432	3,532,619	31,908,375	7,786,064	56,551,511	19,194,912	5,582,939	89,115,426
5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
6	54,215,746	3,470,780	35,334,452	10,211,234	58,787,179	18,620,376	5,402,189	93,020,978
7	54,374,193	3,438,644	34,909,927	10,797,213	58,394,802	18,313,798	5,216,951	92,722,764
8	54,359,268	3,406,472	35,611,419	12,516,205	57,686,683	18,395,437	4,778,834	93,377,159

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	47,063,832	-	455,183	76	149,429	-	47,668,520
水産団体	1,557,169	-	66,003	1	10,720	-	1,633,892
森林団体	1,554	-	5,801	3	104	-	7,462
その他会員	1,736	-	3,251	-	-	-	4,987
会員計	48,624,291	-	530,238	79	160,253	-	49,314,861
会員以外の者計	288,791	50,204	350,133	75,659	4,258,199	21,420	5,044,407
合計	48,913,083	50,204	880,371	75,739	4,418,453	21,420	54,359,268

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。

2 上記表は、国内店分。

3 海外支店分預金計 362,794百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	41,643	88,479	55,703	- 185,825
	開拓団体	40	11	-	51
	水産団体	7,884	4,946	6,431	20 19,280
	森林団体	2,012	4,499	1,780	36 8,327
	その他会員	95	618	20	- 733
	会員小計	51,674	98,553	63,933	56 214,216
	その他系統団体等小計	62,181	19,228	57,046	- 138,455
計		113,855	117,781	120,979	56 352,671
関連産業	2,592,390	76,770	948,545	2,730	3,620,437
その他	14,283,274	3,061	135,996	1	14,422,329
合計	16,989,519	197,612	1,205,520	2,787	18,395,437

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2015 . 3	5,822,559	47,338,747	53,161,306	28,000	3,564,315
4	5,973,502	47,700,930	53,674,432	42,000	3,532,619
5	6,138,165	47,902,407	54,040,572	-	3,501,545
6	5,834,675	48,381,071	54,215,746	19,000	3,470,780
7	5,688,751	48,685,442	54,374,193	-	3,438,644
8	5,429,449	48,929,819	54,359,268	-	3,406,472
2014 . 8	5,262,526	45,783,184	51,045,710	-	3,853,777

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2015 . 3	125,387	6,128,386	59,737,736	13,770,207	2,572	-	182,361
4	52,866	7,733,198	56,551,511	13,560,851	2,592	-	186,441
5	99,055	7,971,448	58,774,342	13,670,751	2,856	-	193,314
6	52,231	10,159,003	58,787,179	13,660,910	528	-	197,779
7	53,290	10,743,923	58,394,802	13,430,861	509	-	196,535
8	83,325	12,432,879	57,686,683	13,130,875	543	-	197,611
2014 . 8	63,532	9,911,942	50,697,759	13,421,221	7,635	-	170,705

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。

3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2015 . 3	58,094,490	56,775,791	966,537	882,251	1,802,385
4	58,540,230	57,202,008	1,013,189	882,251	1,802,385
5	58,404,464	57,296,488	1,044,515	882,251	1,802,386
6	59,466,132	58,134,274	1,111,757	885,795	1,802,423
7	59,552,827	58,230,460	1,196,970	885,794	1,801,560
8	59,895,317	58,427,729	1,146,456	885,795	1,802,658
2014 . 8	57,907,891	56,483,228	1,084,963	898,044	1,787,228

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方		
	貯 金		借 入 金
	当 座 性	定 期 性	計
2015 . 2	30,102,914	64,173,205	94,276,119
3	30,152,391	63,534,791	93,687,182
4	30,410,806	63,630,225	94,041,031
5	30,211,631	63,850,705	94,062,336
6	30,535,626	64,850,167	95,385,793
7	29,941,295	65,339,612	95,280,907
2014 . 7	28,908,469	64,265,978	93,174,447
			539,177
			362,737

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。

3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
475,000	2,612,780	3,425,909	28,112,644	91,379,954
720,000	3,327,682	3,425,909	24,392,784	89,115,426
636,000	2,770,603	3,425,909	27,063,173	91,437,802
627,000	3,689,803	3,425,909	27,572,740	93,020,978
698,000	3,644,089	3,425,909	27,141,929	92,722,764
644,000	3,816,616	3,425,909	27,724,894	93,377,159
698,372	4,097,697	3,425,909	20,027,160	83,148,625

貸 出 金	コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計	貸 出 金		
				証書貸付	当座貸越	割引手形
17,473,538	1,330,275	3,231	18,989,407	485,154	5,911,312	91,379,954
17,783,675	1,221,500	3,294	19,194,912	971,556	4,608,791	89,115,426
17,449,876	1,204,097	3,451	18,850,739	922,076	4,817,286	91,437,802
17,176,717	1,242,841	3,038	18,620,376	403,251	4,998,410	93,020,978
16,914,635	1,199,632	2,995	18,313,798	497,282	4,719,160	92,722,764
16,989,519	1,205,519	2,786	18,395,437	443,858	4,334,434	93,377,159
15,757,960	1,251,389	3,660	17,183,715	723,044	4,560,998	83,148,625

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方					
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち 系 統				うち 金 融 機 関 貸 付 金
71,117	36,581,690	36,523,894	10,000	514,251	18,912,077	6,822,861
65,465	37,570,570	37,517,195	24,000	535,886	16,930,573	6,703,573
55,590	37,308,801	37,261,813	17,000	541,821	17,006,708	6,721,241
59,226	38,277,191	38,228,523	28,000	552,401	17,173,401	6,741,668
59,818	38,493,356	38,445,212	22,000	559,925	17,064,498	6,730,218
59,036	38,831,206	38,779,806	21,000	560,568	17,023,690	6,751,174
56,737	36,588,608	36,517,010	20,000	504,070	17,043,335	6,731,057
						1,539,547

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						報 組 合 数	
	預 け 金		有 価 証 券・金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち 系 統	計	うち 国 債	計	うち 公 庫 (農)貸 付 金		
381,430	67,982,507	67,754,630	4,309,554	1,777,509	22,597,562	184,384	694	
393,531	67,758,039	67,526,549	4,239,211	1,739,943	22,586,575	189,299	683	
417,162	68,210,913	67,994,016	4,155,731	1,700,436	22,509,302	189,400	681	
396,860	67,920,896	67,690,131	4,283,643	1,815,339	22,614,073	185,948	681	
420,586	69,230,302	68,996,669	4,336,144	1,856,170	22,605,156	186,081	681	
422,464	69,280,329	69,035,663	4,268,059	1,805,562	22,628,939	186,430	681	
428,588	66,689,809	66,423,232	4,357,707	1,727,309	22,899,759	196,441	702	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方			借 方					有価証券	貸出金		
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		計				
	計	うち定期性				うち系統	計					
2015. 5	2,214,863	1,548,622	9,024	55,892	16,164	1,651,550	1,630,678	94,005	504,343			
6	2,252,224	1,580,828	9,023	55,891	15,813	1,687,779	1,666,400	94,240	509,399			
7	2,266,363	1,606,305	9,423	55,902	16,169	1,695,298	1,675,911	94,917	510,625			
8	2,269,660	1,607,216	10,358	56,040	16,181	1,700,238	1,681,654	93,090	512,597			
2014. 8	2,226,323	1,569,750	9,025	55,791	15,736	1,617,847	1,595,450	107,234	538,809			

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					報告組合数		
	貯 金		借 入 金		払込済出資金	現 金	預 け 金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統				
2015. 3	808,297	439,666	94,576	72,744	112,048	6,780	799,179	774,237	400	171,771	9,513	101
4	791,365	432,963	97,194	73,704	112,056	6,285	784,964	776,815	400	173,222	9,419	101
5	784,842	426,529	98,394	74,436	111,727	5,751	772,281	762,915	400	174,291	9,276	98
6	790,747	429,166	100,438	75,536	111,601	6,810	773,320	765,126	400	176,464	9,233	98
2014. 6	821,296	459,902	113,987	87,219	115,456	6,180	790,177	781,850	400	200,964	10,686	121

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

2 借入金計は信用借入金・経済借入金。

3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766
	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678
	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716
	2014. 8	936,544	579,079	2,869,191	2,356,954	622,993	1,309,845	190,704
	9	930,883	574,295	2,938,653	2,352,975	626,240	1,312,557	191,544
	10	934,021	576,435	2,896,361	2,341,394	622,377	1,309,801	191,171
	11	936,434	578,212	2,953,929	2,365,962	626,967	1,313,620	191,170
	12	946,390	587,064	2,956,635	2,388,408	634,509	1,327,511	193,152
	2015. 1	941,281	582,316	2,951,235	2,377,662	627,281	1,317,574	192,008
	2	942,761	583,407	2,960,465	2,392,515	630,795	1,324,834	192,985
前年比増減率	3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063
	4	940,411	585,402	3,037,089	2,431,828	631,893	1,331,482	193,182
	5	940,623	584,045	3,072,706	2,439,564	633,440	1,330,890	192,688
	6	953,858	594,661	3,051,866	2,449,638	640,636	1,345,198	194,900
	7	952,809	595,528	3,035,946	2,422,471	634,219	1,338,859	P 194,319
	8 P	956,934	598,953	3,028,583	2,427,893	634,249	1,344,587	P 194,766
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3
	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8
	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2
月別増減率	2014. 8	2.2	4.3	2.4	2.9	2.9	2.8	2.4
	9	2.1	3.9	2.8	2.4	2.9	2.7	2.4
	10	2.0	3.8	2.8	2.7	2.8	2.6	2.4
	11	2.2	3.9	4.1	3.1	3.1	2.9	2.5
	12	2.2	4.1	3.8	2.8	2.9	2.8	2.4
	2015. 1	2.3	4.1	3.3	3.4	3.2	3.1	2.5
	2	2.4	4.2	3.7	3.8	3.4	3.2	2.9
	3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9
	4	2.4	4.4	3.8	3.0	2.5	2.8	2.5
	5	2.4	4.1	5.3	3.6	2.7	3.0	2.4
	6	2.3	3.8	4.4	3.5	2.7	3.0	2.4
	7	2.3	3.6	5.6	3.6	2.2	2.8 P	2.4
	8 P	2.2	3.4	5.6	3.0	1.8	2.7 P	2.1

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料(ホームページ等)による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む(農協以外の金融機関は含まない)。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,184	444,428	637,888	94,761
	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740
	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684
	2014. 8	212,867	51,916	1,779,977	1,729,609	456,093	644,686	97,935
	9	211,773	51,440	1,798,698	1,740,914	461,858	649,748	98,615
	10	211,602	52,712	1,794,560	1,736,817	458,189	646,682	98,557
	11	211,516	52,317	1,804,001	1,746,335	460,911	649,429	98,793
	12	210,344	52,649	1,817,060	1,767,492	467,258	655,858	99,587
	2015. 1	210,070	52,405	1,804,010	1,764,893	463,907	652,257	99,347
	2	210,123	52,356	1,804,276	1,769,186	464,097	652,728	99,543
前年同月比増減率	3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052
	4	209,144	51,115	1,804,641	1,771,718	464,954	652,934	99,481
	5	210,089	51,252	1,809,069	1,780,588	467,333	655,704	99,680
	6	209,847	51,027	1,824,029	1,783,430	470,963	656,034	99,782
	7	209,997	51,005	1,829,681	1,789,655	470,769	657,631	P 100,116
	8	P 210,303	51,206	1,828,012	1,792,171	470,200	658,260	P 100,280
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0
前年同月比増減率	2014. 8	△1.4	△1.8	0.5	3.6	2.9	1.9	2.6
	9	△1.4	△2.0	0.7	3.5	2.8	2.0	2.6
	10	△1.4	△1.7	1.5	3.7	2.9	1.9	2.7
	11	△1.4	△1.8	1.2	3.6	3.0	2.0	2.6
	12	△1.5	△1.2	0.9	3.8	3.2	2.0	2.7
	2015. 1	△1.4	△0.8	0.5	4.1	3.4	2.3	2.8
	2	△1.4	△0.3	0.7	4.2	3.3	2.4	3.0
	3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
	4	△1.7	△1.2	0.8	4.0	2.9	2.1	2.4
	5	△1.5	△1.4	1.4	3.7	3.1	2.1	2.5
	6	△1.4	△1.0	1.6	3.9	3.6	2.2	2.6
	7	△1.5	△1.2	2.7	3.9	3.6	2.3	P 2.6
	8	P	△1.2	△1.4	2.7	3.6	3.1	P 2.4

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2015年10月20日現在、掲載情報タイトル2,365件 [関係する掲載データ3,796件]）

●農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。

冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。



農林漁業協同組合の復興への取組み記録
東日本大震災アーカイブズ

文字サイズ変更：標準 大 サイトマップ リンク集 English

Google フィード RSS 検索

HOME 内容から探す 邮道府県から探す 情報提供組織から探す 詳細検索

Q キーワード検索 検索 ご利用上の注意

農林漁業協同組合の復興への取組み記録
～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。

最新記事

被災状況 支援活動 復旧・復興への取組み 原発関連

更新情報 RSS フィード RSS お知らせ RSS

すべて 総合状況 支援活動 復旧・復興への取組み お知らせ

お知らせ RSS お知らせ RSS

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年11月号第68巻第11号(通巻837号)11月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7695 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社